

島田市地域防災計画

共通対策編

令和6年3月 改定

島田市防災会議

目次

総則

第1章 総則	1
第1節 計画の構成	1
第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
1 指定地方行政機関	2
2 指定公共機関	4
3 指定地方公共機関	5
4 自衛隊	6
5 その他の防災関係団体	6
6 市	7
7 消防機関	7
8 県	7
第3節 市の自然条件	8
1 位置及び境域	8
2 地形・地質の概要	8
3 気候	9
第4節 市の社会条件	10
第5節 予想される災害と地域	10
1 地震	10
2 原子力災害	11
3 風水害	11
4 土石流・地すべり・がけ崩れ	12
5 火災・爆発	12
6 事故	12
7 複合災害・連続災害	12

発災前

第2章 災害予防計画	13
第1節 通信施設等整備改良計画	13
第2節 防災資機材整備計画	14
第3節 防災知識の普及計画	14
1 普及方法	14
2 普及すべき内容	15
3 市の実施事項	15
4 防災関係機関	18
第4節 防災訓練	18
第5節 住民の避難体制	20
1 避難地・避難路の周知啓発	20
2 避難地・避難路の安全性の向上	20
3 避難所の指定、整備	20
4 避難地、避難所等の施設管理	22
5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発	22
第6節 自主防災組織等の育成	23
1 自主防災組織等の概要	23
2 推進方法	24
3 研修会等の開催	24
4 市民の果たすべき役割	24
5 地域における自主防災組織等の果たすべき役割	25
6 市の指導及び助成	26
7 自主防災組織と消防団との連携	27

8 地区の救援体制の構築.....	27
第7節 事業所等の自主的な防災活動.....	28
第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	29
第9節 ボランティア活動に関する計画.....	29
第10節 要配慮者支援計画.....	29
第11節 救助・救急活動に関する計画.....	31
第12節 応急住宅・災害廃棄物処理.....	31
第13節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画.....	32
第14節 被災者生活再建支援に関する計画.....	33
第15節 市の業務継続に関する計画.....	33
第16節 複合災害対策及び連続災害対策.....	34
第17節 男女共同参画の支援からの災害対応体制整備.....	34
第18節 災害に強いまちづくり.....	34

発災後

第3章 災害応急対策計画.....	36
第1節 総則.....	36
1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係.....	36
2 市の行う措置.....	36
3 この計画を理解し実施するための留意事項.....	37
第2節 組織計画.....	38
第3節 動員・応援・受援計画.....	39
1 動員の実施基準.....	39
2 実施方法.....	39
3 応援職員受入態勢の確立.....	40
4 市職員の応援について.....	41
第4節 通信情報計画.....	41
1 気象の予報及び警報等の収集体制並びに周知方法.....	42
2 被害状況等の報告.....	43
3 情報伝達手段及び通信系統.....	45
4 異常現象発見の通報.....	46
第5節 災害広報計画.....	47
1 広報の内容等.....	47
2 経費負担区分.....	48
3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法.....	48
第6節 災害救助法の適用計画.....	48
1 災害救助法の適用基準.....	48
2 被害世帯の算定基準.....	49
3 災害救助法の適用手続.....	49
4 災害救助法事務.....	49
5 災害救助法適用外の災害.....	49
第7節 避難救出計画.....	50
1 避難誘導.....	50
2 被災者の救助.....	54
3 避難地への避難誘導.....	55
4 避難所の開設・運営等.....	55
5 災害救助法に基づく県の実施事項.....	57
6 市長の要求・要請に基づく県の実施事項.....	58
7 避難行動要支援者への支援.....	58
8 広域避難・広域一時滞在.....	59

第8節	愛玩動物救護計画	60
第9節	食料供給計画	61
1	実施主体と実施内容	61
2	災害救助法に基づく実施事項	62
3	実施方法	63
4	国への要請事項	63
5	交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	63
6	災害救助法適用外の災害	63
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	63
1	実施主体と実施内容	63
2	災害救助法に基づく実施事項	64
3	衣料、生活必需品、その他物資調達供与の方法	65
4	国への要請事項	65
5	市長の要請を待たずに行う県の実施事項	65
6	災害救助法適用外の災害	65
第11節	給水計画	65
1	実施主体と実施内容	65
2	災害救助法に基づく実施事項	66
3	給水実施要領	66
4	給水施設の応急復旧	66
5	県への要請	66
6	災害救助法適用外の災害	66
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	67
1	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	67
2	災害危険区域の指定	67
3	応急住宅の確保	68
4	災害救助法に基づく実施事項	69
5	実施方法	70
6	災害救助法適用外の災害	71
7	要配慮者への配慮	71
8	住宅の応急復旧活動	71
9	非常災害時における特例	71
第13節	医療・助産計画	71
1	基本方針	71
2	救護所、救護病院及び災害拠点病院	72
3	実施主体と実施内容	73
4	日本赤十字社静岡県支部の活動	74
5	災害救助法に基づく実施事項	74
6	実施方法	75
7	非常災害時における特例	75
8	災害救助法適用外の災害	75
第14節	防疫計画	75
1	市の実施事項及び県への要請事項	75
2	衛生班の実施方法	76
3	市民及び自主防災組織の実施事項	76
4	関係団体の実施事項	76
5	その他	76
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	76
1	基本方針	76
2	し尿処理	77
3	廃棄物(生活系)処理	77

4	災害廃棄物処理	78
5	非常災害時における特例	78
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	79
1	基本方針	79
2	実施主体と実施内容	79
3	災害救助法に基づく実施事項	80
4	実施方法	80
5	非常災害時における特例	81
6	災害救助法適用外の災害	81
第17節	障害物除去計画	81
1	災害救助法に基づく実施事項	81
2	実施方法	81
3	県への要請事項	81
4	災害の拡大と二次災害の防止活動	81
5	災害救助法適用外の災害	82
第18節	社会秩序維持計画	82
第19節	輸送計画	82
1	輸送力の確保	82
2	防災関係機関の緊急輸送	83
3	災害救助法の規定による輸送の範囲	83
4	緊急通行用車両の申請	83
5	県への要請事項	83
第20節	交通応急対策計画	84
1	陸上交通の確保	84
2	航空交通の確保	87
3	有料道路の通行	88
4	交通マネジメント	88
第21節	応急教育計画	88
1	基本方針	88
2	計画の作成	88
3	災害救助法に基づく実施事項	89
4	実施方法	89
5	県知事への要請事項	90
6	災害救助法適用外の災害	90
第22節	社会福祉計画	90
1	基本方針	90
2	実施事項	90
第23節	県警察災害警備計画	91
第24節	消防計画	91
第25節	水防計画	91
第26節	応援協力計画	92
1	実施基準	92
2	実施方法	92
第27節	ボランティア活動支援計画	92
1	市の実施事項	92
2	県の実施事項	93
第28節	自衛隊派遣要請の要求計画	94
1	災害派遣要請の範囲	94
2	災害派遣要請手続き	94
3	災害派遣部隊受入の体制	95
4	災害派遣部隊の撤収要請の要求	95

5	経費の負担区分	95
6	その他	95
第29節	電力施設災害応急対策計画	96
1	応急措置の実施	96
2	県との連絡協議	96
第30節	ガス災害応急対策計画	96
1	非常体制組織の確立	96
2	応急対策	96
3	市との連絡協議	97
4	事故の報告	97
第31節	下水道応急対策計画	97
第32節	市有施設及び設備等の対策計画	97
1	無線通信施設・設備	97
2	公共施設等	97
3	コンピュータ	98

復旧・復興期

第4章	復旧・復興対策	99
第1節	災害復旧計画	99
第2節	激甚災害の指定	99
第3節	被災者の生活再建支援	100
1	災害弔慰金等の支給	100
2	被災者の援護	100
3	要配慮者の支援	101
第4節	風評被害の影響の軽減	102
1	正しい情報の提供	102
2	必要な検査等の実施	102
3	被害の拡大防止	102
4	関係機関との連携	102

第1章 総則

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。なお、この計画は県計画(静岡県国土強靱化地域計画)及び島田市国土強靱化地域計画における推進方針を踏まえたものであり、島田市総合計画とも整合を図っている。

また、新型インフルエンザ等の感染症及び武力攻撃事態等における国民保護措置については、別に定めるものとする。

第1節 計画の構成

市地域防災計画は、次の編から構成する。

各編の名称	記載内容
1 共通対策編	各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地震対策編	地震による災害対策
3 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
4 風水害対策編	風水害による災害対策
5 大火災対策編	大火災(林野火災を含む。)、大爆発による災害対策
6 大規模事故対策編	道路事故、鉄道事故、航空機事故等による災害対策
7 資料編	各編に付属する各種資料

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 (6) 非常通信協議会の運営に関すること。
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (2) 事業場等の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 (10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (11) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

機関名	処理すべき事務又は業務
<p>国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所) (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の耐震性の確保</p> <p>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>ウ 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>エ 市及び県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与 (ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)</p>
<p>国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)</p>	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(2) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(7) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
<p>気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 異常現象(異常水位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>(4) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>(5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>(6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処置施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局・金谷郵便局・川根郵便局)	(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること。 (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社 (島田駅・六合駅・金谷駅) 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早期復旧
西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)	(1) 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達 (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言

機関名	処理すべき事務又は業務
	板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、 2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 (島田営業所)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への 緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防 止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等 を利用しての広報 (5) 被災施設の調査及び復旧
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等 の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動の早期再開

3 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
大井川土地改良区 金谷土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 消防機関が行う消火活動への協力
島田ガス株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製 造、供給制限 (4) 必要に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LP ガス協会 (島田金谷地区会、北榛原地区会)	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
大井川鐵道株式会社	(1) 鉄道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策

	(4) 被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 (5) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
民間放送機関(株式会社FM島田)	気象予警報、災害情報その他あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人島田市医師会・榛原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人島田市歯科医師会・榛原歯科医師会) 公益社団法人静岡県薬剤師会 (島田薬剤師会・榛原薬剤師会) 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般財団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 (3) 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 (4) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (5) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(※)要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動

5 その他の防災関係団体

機関名	処理すべき事務又は業務
島田市消防団	(1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 (3) 気象警報の伝達 (4) その他災害現場の応急作業

機関名	処理すべき事務又は業務
島田市自主防災組織	(1) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 (2) 住民に対する情報の連絡、收受 (3) 避難誘導、指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び指定避難所の運営に関する協力 (4) 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
静岡県石油商業組合 (島田地区会・初倉地区会・金谷地区会・北榛原地区会)	災害時における必要な燃料等の供給に関する協力
大井川農業協同組合	(1) 農林水産物の被害調査についての協力 (2) 災害時における農産物の確保 (3) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
島田建進会, 島田建設工業団体連合会	災害時における応急復旧対策についての協力
島田商工会議所 島田市商工会 島田青年会議所	(1) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (2) 災害時の物価安定についての協力 (3) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 (4) B C P等策定の支援
防災上重要な施設の管理者	(1) 所管に係る施設についての防火管理 (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

6 市

処理すべき事務又は業務	
(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難指示(警戒レベル4)	(8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防御又は 拡大防止のための措置

7 消防機関

処理すべき事務又は業務
(1) 消防施設、消防体制の整備に関すること。 (2) 救急及び救急体制の整備に関すること。 (3) 危険物施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。 (5) 火災発生時の消火に関すること。 (6) 水防活動の協力に関すること。 (7) 被災者の救助、救援に関すること。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (9) 市、関係課間との連絡調整に関すること。

8 県

処理すべき事務又は業務
(1) 県地域防災計画に掲げられている掌握業務 (2) 市及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

第3節 市の自然条件

1 位置及び境域

市は県のほぼ中央に位置し、大井川沿いの平坦部を除いてほとんどが山林地帯である。

北は無双連山を始めとする山嶺を境に川根本町に接し、東は静岡市及び東北部の高根山から山稜の尾根を境にして藤枝市に接している。

西は浜松市、森町及び掛川市、南西部は菊川市、南は高尾山を境にして牧之原市に接し、東南部で吉田町及び大井川をはさんで焼津市に接している。

一級河川大井川をはじめ家山川、笹間川、身成川、伊久美川、相賀谷川、伊太谷川、大津谷川、東光寺川、大代川そして湯日川等の急流河川が流れており、大井川により運ばれた土砂の堆積によってできた平坦地が緩い勾配となって海岸へ向かっている。

面積・人口等

(島田市住民基本台帳人口：令和5年12月31日現在)

東西	南北	面積	人口
約23km	約31km	315.70km ²	95,698人(内外国人1,883人)

2 地形・地質の概要

市は、大井川扇状地のように平坦なところから、伊久身、笹間地区のように険しい山岳地帯に至るまで、変化に富んだ地形をしている。その状況によって次の7つに区分することができる。

地域	地形・地質等
伊久美川流域	(1) 平坦地が少ないため、狭い段丘面上を利用し、生活の場としている。 (2) 地質は、四万十層群と呼ばれる硬い砂岩と頁岩から構成され、この層は更に下部、中部、上部の3つに分けられる。 (3) 長島地区と西向から大森にかけては、四万十層群の下部層が分布しているが、この下部層は主に緑色から黒色の頁岩からできており、ところどころに砂岩と頁岩の互層が見られる。 (4) 中平から小川にかけての地区は、緑色の頁岩でできた上部層が分布している。 (5) その他広い地域は中部層で、リズムミクな砂岩と頁岩でできている。これらの場所では、急傾斜や断層によって破壊された地帯も見られ、この地帯では地すべりの発生する危険性がある。地すべりは、水を含むと粘土化するような軟弱な岩石や、断層によって岩石地や断層が破壊され、断層粘土ができるようなところに集中的に発生している。この地すべりによって、道路や家屋、耕地に被害が現れているので、その対策には十分な注意が必要である。
相賀谷川流域	(1) 流域の山地を形成している地質は、伊久美川流域から連続している四万十層群と、南側に分布する瀬戸川層群とから成り立っている。 (2) 四万十層群と瀬戸川層群とは、相賀谷川右岸の山腹に北東から南西方向に走る笹山構造線と呼ばれる断層によって接している。 (3) 四万十層群は伊久美川流域の長島地区の断層と連続しており、下部層と中部層の砂岩、頁岩からなっている。 (4) 瀬戸川層群は主に相賀谷川右岸に分布する市之瀬と左岸に分布する滝沢層の2つから成り立っている。 (5) 滝沢層中には、蛇紋岩や玄武岩から成る貫入岩体が多数分布し、それらが山嶺を形成している。 (6) 北東から南西に走る断層によってできた谷(断層谷)を埋め広い直線的な谷底平野ができている。 (7) 相賀谷川流域は山の傾斜が比較的急で、山すそに小規模の地すべりがみられる。特に相賀谷川の両岸に広がる平坦地は基盤が浅く、谷の出入口や霞堤の末端では湿地となっている。 (8) 洪水のときには、内水氾濫が起こる可能性があり、流域面積の広い支流では土石流が発生することもある。 (9) 一方相賀谷川の左岸のうち、熱水変質作用を受けて岩盤がもろくなった所では崩壊が起り易くなっている。

地域	地形・地質等
旧島田北方山地	<p>(1) 本地域は、主に瀬戸川層群のもろい頁岩からなり、千葉山から大井川扇状地にかけてなだらかな山地、丘陵となっている。</p> <p>(2) 市街地のすぐ北側の山地には段丘礫層が乗っており、その周辺部で小規模地すべりが発生しているので注意を要する。</p> <p>(3) これらの山地は、西から伊太谷川、大津谷川、東光寺谷川などの大井川の支流により削られ、開析が進んでいる。</p> <p>(4) それぞれの河川は、北から南にかけて大井川扇状地に流れ込み、谷底平野を形作っている。この谷底平野は、沖積層の粘土・シルトからなり、泥炭や有機質を含み、非常に不安定な地質であり、地震動に対して危険な地域となっている。</p>
大井川扇状地	<p>(1) 駿河湾に向けてラップ状に開いた大井川扇状地は、大井川が堆積した砂礫層でできている。</p> <p>(2) この砂礫層は最大65mにもなるが、大井川層群、瀬戸川層群を基盤として、最下部が粘土混じりの砂礫からなり、その上部は礫径の大小の変化を伴いながら、同じような砂礫が累積した形になっている。</p> <p>(3) このため他の地域に比べ地震に対して安定した基盤となっているが、ただ扇状地の上に残っている旧河道は、泥質の堆積物でできているため、地震のときには不安定で危険な地域となっている。</p>
湯日川流域	<p>(1) 本流域は、瀬戸川層群・大井川層群・相良層群を基盤とし、これを覆う古大井川の堆積物である牧の原礫層下部には、湧水やそれに伴う地すべりが発生しており、特に上流部の多くは地すべり防止地区に指定されている。したがって地すべり面の排水対策などが必要である。</p> <p>(2) 河床は、泥質堆積物により谷底平野となっており、大津谷川と同様に地震動に対して危険な地域となっている。</p>
金谷地区	<p>(1) 大井川右岸に面している金谷地区は、平地はおおむね礫質地盤で一部大代川流域に挟まれる所に旧流路の細長い砂泥礫地盤を発展させている。</p> <p>(2) 大代川流域は礫質地盤でほとんど軟弱地盤は見当たらない。</p> <p>(3) 牧之原台地を背にしている地域では湧水やそれに伴う地すべりが発生しており、地すべり防止区域に指定されている。したがって地すべり面の排水対策などが必要である。</p>
川根地区	<p>(1) 川根地区の地質は、中世代三倉累層群(伊久美層群、徳山層群)及び沖積層によって構成され、総面積の約95%が三倉累層群によって占められ、身成川、大井川に沿った一部に沖積層(河岸段丘)が見られる。</p> <p>(2) 土壌は礫質壤土及び礫質植壤土で腐植に富み、地味も良好である。</p> <p>(3) 地区の面積の約9割が山地であり、地形が錯そうし、急傾斜地が多く山地災害が起こりやすい環境にある。</p>

3 気候

市の気候は、温和で典型的な太平洋岸式気候を示している。冬は北西の季節風の影響により晴天で乾燥した日が続き、夜は冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くある。

逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となり、内陸では午後に雷雨になる場合も多くある。

(令和5年 静岡气象台統計記録より)

気温	<p>(1) 令和5年の平均気温は16.9℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が7.1℃で、最も暑い8月の平均気温は27.4℃となっている。最高気温が8月の34.9℃、最低気温が1月の-4.6℃である(観測地点は静岡空港)。</p> <p>(2) 近年、年平均気温・真夏日日数・猛暑日数は上昇傾向にある</p>
----	---

降水量	(1) 令和5年の年間降水量は、平地部で約2,300mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,300mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや少ない降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2) 特に川根笹間地区及び伊久美地区は県内でも雨量の多い地域となっている。 (3) 月別の雨量は6月が最大で、5月、8月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。
日照時間	令和5年の日照時間は約2,400時間となっており、日照時間の多い月は7月で約256時間、少ない月は6月で120時間となっている（地点：菊川牧之原）。
風	令和5年の平均風速は3.9m/s、1月が強く平均風速5.4m/sで、もっとも弱い8月の平均風速は3.1m/sとなっている。最大風速は12月の16.7m/sである。最大瞬間風速は、12月の23.1 m/sである（地点：静岡空港）。
天気	市の気候は、温和で典型的な太平洋岸式気候を示している。冬は北西の季節風の影響により晴天で乾燥した日が続き、夜は冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くある。 逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となり、内陸では午後に雷雨になる場合も多くなる。

第4節 市の社会条件

平成17年5月5日、旧島田市と旧金谷町が合併し、新しい島田市が誕生した。

両市町は、大井川、牧之原台地など地理的なつながり、かつて東海道の宿場町であった歴史的なつながりが深く、経済活動、文化日常生活など様々な面で一体的な生活圏を形成しており、住民相互の交流も活発に行われている。

平成20年4月1日には、島田市と旧川根町が合併した。

両市町は古くから大井川流域の歴史的なつながり、さらに近年の経済・文化・生活など様々な面で強い結びつきをもっており、住民相互の交流も活発に行われている。

令和5年12月31日時点での人口構成比率は、65歳以上人口が32.1%であり高齢化率は県平均を上回っている。また、外国人は約1,800人と年々増加している。また、産業別就業者の状況(令和2年国勢調査)は、第一次産業が5.5%、第二次産業が36.5%、第三次産業が57.0%である。主要作物は、茶、レタス、米、温州みかん等があげられる。

市内には2本の国道と20本の県道、東名高速道路及び新東名高速道路がある。また、湯日地区には富士山静岡空港があり、交通の要衝として高い利便性を確保している。

当市は、関東圏と中京圏を結ぶ陸上交通の主要幹線が大井川を渡る形で存在する。また、静岡空港、30km圏内に浜岡原子力発電所や清水港・御前崎港及び航空自衛隊静浜基地が存在する。また、市の所在する志太榛原地域は、沿岸部から内陸部にかけての十分な地積があることから中部圏における大規模災害対応における重要な防災拠点となりえる。

デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第5節 予想される災害と地域

1 地震

本計画において、県第4次地震被害想定で公表した駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1（発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波）・レベル2（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波）の地震・津波、神奈川県西部の地震その他市において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこ

れらに伴う災害のことを東海地震等という。

南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態が続いている。

予想される東海地震等では、最大で1.3%の地域で震度7、74.2%の地域で震度6強、24.5%の地域で震度6弱の揺れが想定される。それに伴い、家屋倒壊、火災、道路、橋梁の損壊、急傾斜地の土砂崩壊のほか、一部液状化による建築物の損壊、ライフラインや交通・通信インフラの損壊等、市内全域にわたって大きな被害が予想される。

1854年12月23日に発生した安政東海地震(M8.4)では、島田宿、金谷宿ともに大きな被害が出た。両宿場とも土地に亀裂が入り泥水を噴出し、住宅等にかなりの被害が出た。山間部では震度4～6であったが山がけ崩れ等が発生し大きな被害をもたらした。笹間川では堰止め湖も発生した。

近年では、1930(昭和5)年の北伊豆地震(M7.3)、1935(昭和10)年の静岡地震(M6.4)、1944(昭和19)年の東南海地震(M7.9)、1974(昭和49)年の伊豆半島沖地震(M6.9)、1978(昭和53)年の伊豆大島近海地震(M7.0)、2009(平成21)年の駿河湾の地震(M6.5)、2011(平成23)年の静岡県東部の地震(M6.4)などがある。この内、平成8年10月の川根町直下を震源とするM4.6の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において東海地震に結びつくものではないと判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。

このような中、地震の規模や発生時期の予測は不確実性を伴うものであり、現時点において、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はないことから、東海地震のみに着目した従来の東海地震に関連する情報の発表(地震発生の予知)は行わないことになった。これに替わり、地震発生の切迫性の観点から南海トラフ地震臨時情報の発表が行なわれることとなった。

2 原子力災害

原子力災害については、御前崎市に浜岡原子力発電所があり、1、2号機が廃炉措置中、3～5号機が運転停止中であるが、現在でも使用済み燃料が冷却プールに一定量保管されていることから、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う原子力災害対策が必要である。

県は、国の原子力規制委員会の指針と、原子力規制委員会が公表した拡散シミュレーション結果を踏まえ、浜岡原子力発電所から半径約31kmの範囲を原子力災害対策重点区域とした。

市は、原子力災害対策重点区域に含まれるが、それ以外の区域についても区域内と同様な原子力防災対策を実施する旨を、市地域防災計画(原子力災害対策編)に記載した。

3 風水害

大井川上流は、降水量が多い地域であり、中上流部山地は、地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因である。

風水害は、季節と密接な関係にあることはもちろんであるが、市の水害史は、大井川とともにあり、過去にしばしば大災害を繰り返してきた。

中小河川においては、これまで台風や集中豪雨に起因して伊久美川、相賀谷川、東光寺谷川、大代川などの氾濫により、山津波や家屋への浸水が発生し、多くの犠牲者が出ている。

近年は、強靱な堤防整備などの治水工事の成功とダムの建設、先人の幾多の苦勞による水防対策の確立により、大きな水害は発生していない。

一方で、近年は局所的、短時間の記録的豪雨、突風、雷等の発生頻度が高まっており、これまで被害の発生していない地域も含めて、風水害の発生が予想される。

特に令和元年東日本台風(19号)では、尾川と沢川(南原地区)が溢水し、床上浸水、床下浸水が発生している。また、大代川、大津谷川、伊太谷川、東光寺谷川も氾濫注意水位(又はそれに準じる水位)まで上昇した。

令和2年度にも、7月下旬に初倉地区で線状降水帯が急激に発生し、南原地区で床上浸水が発生するなどの被害が出ている。

また、強風やがけ崩れ等に伴う倒木等により、広域かつ長期間の大規模停電が発生する可能性がある。

令和4年台風15号に伴う大雨により、市内各地で土砂災害や倒木、床上床下浸水、孤立集落の発生等大

きな被害があり、災害救助法の適用を受けた。

4 土石流・地すべり・がけ崩れ

市北部の山間部や平地部との境界部を中心に、急峻な地形となっており、土石流、地すべり及びがけ崩れ(急傾斜地崩壊)等の危険性を有している。これらの地域には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が700箇所以上あり、強風雨時や地震時の被害が予想される。

これらの地域以外の急斜面や造成地(盛土)でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。(資料編7-1～7-2参照)

5 火災・爆発

市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合等の地区がみられる。また、大規模小売店舗やホテルの建築、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。

更に、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

また、当市は山間地を抱えており、特に冬季は非常に乾燥するため、山火事においても十分注意する必要がある。

6 事故

市内には関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道本線及び東海道新幹線等の交通網が存在し、交通量が多いことから防災体制について十分な配慮が必要である。

特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、1979(昭和54)年の東名日本坂トンネルの火災事例などを踏まえ、今後とも防災体制の充実が必要である。

なお、静岡空港の立地市として、航空機事故に対しても注意する必要がある。令和2年12月に民間ヘリコプターが金谷大代安田地区に墜落するという事故が起こっている。

7 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。また、1707年10月28日に発生した宝永地震の49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

また、近年発生リスクが高まっている大型で強い台風接近等に伴う広域かつ長期の大規模停電とこれによる水道等のライフラインへの障害、道路阻絶等への対策も必要である。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下、「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。したがって有事に際し、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう常時防災行政無線等の情報通信施設の整備点検を行い、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築と同時に設備の改良・拡充を図る。また、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。併せてLINE等市公式SNSを活用し、幅広い情報発信に努める。

災害時に孤立が予想される地域については、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

市内の通信設備は次のとおり。

区 分	内 容
市同時通報用無線 (アナログ式)	(1) 平成27年度にプラザおおりに統合卓を設置し、島田地区、金谷地区、川根地区の同時放送を行えるようになり、緊急時の早期対応ができるようになった。(資料編3-1) 令和5年度に完成した新庁舎への移転に伴い、総合卓を移設した。 (2) 難聴地域解消のため、自治会等の要望を受け子局の新設、移設を進める。 (3) 戸別受信機一覧表は、資料編3-2のとおり。 (4) デジタル式同時通報用無線の整備を検討していく。
市防災行政無線 (デジタル式・移動系)	(1) 県と共同で整備し、平成26年度から運用を開始する。 (2) 無線局の設置箇所は、市施設、防災関係機関、学校、現地避難地(所)班員等であり、災害対策本部との通信、あるいは機関相互の通信を行う。配備一覧表は、資料編3-3のとおり。
県防災行政無線 (移動系)	平成26年度に県庁の基地局をデジタル式に移行し、平成27年度から運用を開始した県、国、都道府県及び全国の市町村等と音声とファクシミリによる通信システム。 市は、災害対策室に設置している。(勤務時間外については、市役所本庁舎守衛室へ転送している。)
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	自然災害や弾道ミサイル攻撃等の情報を、衛星回線を使って同時通報用無線から伝達するものである。
デジタルMCA無線	デジタル式防災行政無線(移動系)の補助的機能として配備している。配備一覧表は資料編3-4のとおり。
衛星携帯電話	孤立予想集落及び市関係施設との連絡手段を確保するため配備している。配備一覧表は3-8のとおり。
県防災相互無線	県及び近隣市町との通信手段として移動無線局が開設されている。配備一覧表は資料編3-5のとおり。
消防無線	静岡市消防局に設置された基地局と移動局(車載・携帯)との間で、災害情報の収集や指令等に使用されているもので、市災害対策室に移動局(半固定局)を1基配備している。配備一覧表は、資料編12-4のとおり。
防災メール配信システム	気象警報、土砂災害警戒情報、東海地震情報及び同時通報用無線での放送内容等を、登録した携帯電話やパソコンに文字でメール配信するシステム。
IP無線	携帯電話のデータ帯域を利用し、携帯電話の基地局が稼動していれば全国どこにいても使用できる無線機で、現在は、災害時等に消防団の情報伝達手段を確保するため配備している。配備一覧は、資料編3-5のとおり。

県その他通信設備の防災対策	県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。
障害のある方への情報伝達体制の整備	(1) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 (2) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 防災資機材整備計画

市及び県は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

第3節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応要領を啓発指導し、個々の災害対応力の向上を図る。

また災害対策関係職員及び市民に対する防災・減災、あるいは、災害応急対策、復旧・復興等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実と地域で防災活動に参画できる人材育成に努める。
市	(1) 多様な主体が関わる自主防災組織等の地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 (2) 地域で率先して防災活動を実践できる人材の育成に努めるとともに、防災活動を自発的に行っている市民団体等の活動を支援することで、効率的な防災知識の普及促進を図る。 (3) 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 (4) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災手引書(平成25年6月静岡県)なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 (5) 専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどにより、防災に関する市民の理解促進に努めるほか、次の方法により防災知識の普及に努める。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	専門機関の支援を得る等により、災害の種類、災害発生メカニズム等についての科学的知識及び災害予防措置、避難方法を学習科目や内容に組み入れる。学校での年間を通じての計画的な防災訓練を通じて、実践的な知識の普及に努め、中学校におけるジュニア防災士の育成を継続する。また、市民学級等の様々

	な社会教育の場を通じ、防災教育のさらなる普及徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
広報紙、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、広報紙、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。
映画、研修会、講演会等による普及	市民並びに防災関係者等に対し、映画、研修会、講演会等を適宜開催して、防災知識の普及を図る。
専門講座開催による普及	市民及び職員を対象とした専門講座を行い、地域や職場で防災活動を率先して実践できる中核人材を継続して育成する。
防災訓練・防災イベント開催による普及	毎年の防災訓練や年間を通じての様々な防災イベントを通じて、幅広い年齢層、要配慮者を含み、より実践的な防災知識の普及に努める。
県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害・気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ 複合災害、災害対応における感染症対策等、災害の態様に応じ、その他の取るべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (6) 災害危険箇所に関する知識 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
------	--

3 市の実施事項

(1) 市職員等に対する教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に災害等に対する防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教育事項	ア 災害等の防止に関する基礎知識 イ 南海トラフ地震等に伴う災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 静岡県地震対策推進条例(平成8年県条例第1号)に規定する対策 オ 市地域防災計画の内容と市が実施している災害等の防止対策 カ 災害等が発生した場合及び災害等に関する情報が発表された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と任務区分) ク 南海トラフ地震臨時情報の意義とこれらに基づきとるべき措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 コ 家庭の災害等の防止対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 災害等の防止対策の課題その他必要な事項
------	---

上記については、年度当初に各所属課等において、職員に対し、十分に周知する。

各所属課等は所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

市教育委員会は、静岡県学校安全教育目標及び学校の危機管理マニュアル(災害安全)によって、それぞれの職員に対して教育を行う。

(2) 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園等に対し、幼児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。市は、県と協力して私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災教育・防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組みを活用して、ボランティア活動への参加を促進する。 ウ ジュニア防災士の資格取得を通じた知識技能の習得と地域の防災活動への積極的な参加を促す。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に実践的応急救護技能の徹底習得を図る。

(3) 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

この場合、自主防災組織及び市地域防災リーダー、静岡県ふじのくに防災士や、日本防災士機構の防災士等の積極的な活用を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分		内 容
一般的な啓発	啓発内容	ア 南海トラフ地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 南海トラフ地震臨時情報の意義と、これらの情報発表時の対応等の基本的知識 カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険予想地域等に関する知識 コ 避難地、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識 サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の備え シ 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 セ 避難生活に関する知識 ソ 大規模(広域・長期)停電・断水への備えと発生時の対応 タ 災害対応における感染症予防対策 チ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮の具体的事項 ツ 安否情報の確認の要領 テ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 ト 地域コミュニティ、文化財愛護団体との連携による文化財保護活動の重要性 ナ 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、暴力は許されない意識の普及・徹底
	手段・方法	ア パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、DVD及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 イ 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。
社会教育を通じた啓発	市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災に寄与する意識を高める。	
	啓発内容	ア 市民に対する一般的な啓発に準ずる イ その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。
	手段・方法	各種学級、講座、集会、大会、学習会及び研修会等において実施する。
各種団体を通じた啓発	ア 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 イ これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 ウ 市及び県は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。	

区 分	内 容				
自動車運転者に対する啓発	<p>ア 県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</p> <p>イ 市は、南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</p>				
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>				
相談窓口等	<p>市は、それぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に応じるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>市危機管理課、県中部地域局</td> </tr> <tr> <td>建築物に関する事項</td> <td>市建築住宅課、市都市政策課</td> </tr> </table>	総括的な事項	市危機管理課、県中部地域局	建築物に関する事項	市建築住宅課、市都市政策課
総括的な事項	市危機管理課、県中部地域局				
建築物に関する事項	市建築住宅課、市都市政策課				

(4) 県が主催する市町防災担当者研修会への参加

災害応急対策の推進に当たり、県が主催する次の内容の防災事務研修会に市担当職員は参加する。県は、その際国が開発する公開用eラーニング等を活用するものとする。

研修事項	<p>ア 気象状況の知識</p> <p>イ 救急・救出の実務</p> <p>ウ 非常無線の取扱方法</p> <p>エ 非常危険箇所に関する知識</p> <p>オ その他防災に関すること</p>
------	--

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社(島田営業所)、島田ガス株式会社、静岡県LPガス協会(島田・金谷地区会、北榛原地区会)、大井川鐵道株式会社などの防災関係機関は、それぞれの所掌する事務、又は業務に関する地震防災応急対策、地震災害応急対策及び利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第4節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市及び県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。

さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
防災訓練の実施	<p>(1) 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</p> <p>(2) 特に災対法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、防災訓練を行うものとする。</p> <p>ア 消火 イ 道路啓開(道路上の障害物の除去等) ウ 救出・救護 エ 避難・誘導 オ 通信情報連絡 カ 救助物資集積・輸送・配分 キ 避難所運営 ク 給水・炊出し ケ 応急復旧 コ 遺体措置 サ 災害廃棄物処理</p> <p>(3) 防災訓練では、要配慮者に配慮した訓練を実施し、要配慮者等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>
防災関係者等の訓練実施	<p>災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。</p>
救助・救急関係機関の連携	<p>市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに顔の見える関係を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p>
非常通信訓練	<p>災害時において、災害地から市災害対策本部及び県中部方面本部並びに防災関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速かつ正確に行えるよう通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p>
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<p>(1) 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(2) その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した別図に掲げる標示を設置するものとする。(資料編6-2参照)</p>
防災訓練実施後の評価等	<p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>

第5節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下、「避難地」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。))のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者(※1)にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の確保

(2) 避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

(※) 避難行動要支援者とは…

災対法第49条の10に規定される災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。島田市では、以下のとおりとしている。

- ① 重度要介護者(介護保険の要介護3～5の認定者のうち居宅介護者)
- ② 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている在宅の者
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている在宅の者
- ④ 難病患者のうち、総合支援法に基づく障害福祉サービスを現に受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている在宅の者
- ⑥ 要支援1・2又は要介護1・2かつ介護保険の居宅でのサービス利用者
- ⑦ その他災害時の避難等に不安があり、名簿への掲載を希望する者

3 避難所の指定、整備

市は、災対法第49条の7に基づき、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、できるだけ浸水や土砂崩落の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人数等について、住民への周知徹底を図

る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多彩な手段の整備に努めるものとする。

- ② 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は、避難所の施設について、良好な生活環境を確保するために、以下の項目に努める。また県はこれらの対策を支援するものとする。
 - ・ 必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。
 - ・ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
 - ・ 避難者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図る。
 - ・ 特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、これらの環境改善に努める。
 - ・ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
 - ・ 感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておく。
 - ・ 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康づくり課が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
 - ・ 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。
- ⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、簡易ベッド又は段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- ⑥ 避難所は、一次指定避難所のほか、予備として二次・三次の指定避難所を指定する。また、広域避難者の受入れ等で第四次指定避難所を指定する。
- ⑦ 避難に際しては、地震・風水害・火災等の災害発生の様相や避難者の数を考慮し、避難所の他、地区の集会所等を有効に活用する。

(2) 2次的避難所の整備

① 福祉避難所

- ・ 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設や民間宿泊施設等と協定を締結するなど福祉避難所として確保する。一般の避難所で過ごすことに困難である要配慮者等が、福祉避難所を利用する必要がある場合、要配慮者の特性に配慮しながら、受入れ施設を調整するよう努めるものとする。
- ・ 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、努めて多くの要配慮者、特に避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)に基づいた島田市福祉避難所開設運営マニュアルを整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよ

う、社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わす等、福祉避難所の円滑な運営体制整備に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次的避難所

- ・ 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・ 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、島田市避難所運営マニュアルに基づき、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等による主体的な避難所運営を促進するように努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所へ現地避難地班職員の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府)を参考とする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市及び県は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- (1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

- (2) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、以下のとおりである。
- ・ 避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立ち退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により屋内安全確保を行うことも可能である。
 - ・ 避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は緊急安全確保を行うべきであり、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。
- (3) 住民は避難情報が出されなくても、自らの命は自らが守るという考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (4) 市及び県は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載するわたしの避難計画を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。
- (5) 台風の接近や地震直後の大雨等に伴い、災害発生の前触れ現象の発生や過去の災害事例等を考慮して早めの避難が必要と判断される場合、各家庭又は自主防災組織毎に自発的に避難する(自宅の2階以上に移動したり、地区の集会所等に避難する等により安全を確保する)。
- (6) 県は、新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、市危機管理課と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。
- ※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。

第6節 自主防災組織等の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被害が予想される南海トラフ地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	町内会等を活用し、防災活動が効果的に実施できる組織とする。 なお、各組織には、防災会長・委員長・防災委員等をおくものとする。また、市及び県は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の

	参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編 成	本部組織として、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食給水班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、地区対策本部の開設・運営、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

実施主体	内 容
市	市は、地域住民に対して自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。
県	南海トラフ地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、南海トラフ地震等の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。

3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 市民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。

市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲を持ち、平常時から発災後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識の吸収 (2) 地震防災等に関する知識の吸収 (3) 地域の危険度の理解 (4) 家庭における防災の話し合い (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 (6) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火装置の取付及び避難時ブレーカー切断等の火災予防措置の実施 (7) 家屋の耐震補強、又は防災ベッド・耐震シェルターの設置等 (8) ブロック塀や屋外給湯機器等の耐震補強 (9) 家具その他落下倒壊危険物の対策 (10) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 (11) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医療品等生活必需品の備蓄(飲料水、食料、携帯トイレについては最低7日分) (12) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 (13) 自動車へのこまめな満タン給油 (14) 避難時の非常持ち出し品収納リュック及びヘルメットの確認 (15) 安否確認のための黄色旗の確認 (16) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え (17) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 (18) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼育に要する物資備蓄(少なくとも5日分)

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	<p>平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>(1) 正確な情報の把握 (2) 火災予防措置 (3) 非常持出品の準備 (4) 適切な避難及び避難生活 (5) 自動車の運転の自粛</p>
災害発生後の実施事項	<p>(1) 自分自身の安全確保 (2) 出火防止及び初期消火、安否確認の黄色旗の表示 (3) 屋外への一時避難地区の班・組毎の集合と安否確認 (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動 (5) 負傷者の応急手当及び軽症者の救護、負傷者の救護所への搬送 (6) 自力による生活手段の確保</p>

5 地域における自主防災組織等の果たすべき役割

(1) 自主防災組織

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動を実施するものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	<p>(1) 正しい防災知識を一人ひとりが持つように映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</p> <p>(2) 主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</p>
防災委員等の自主防災組織内での活動	<p>防災委員及び地域防災リーダーは、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は組織の長の相談役、補佐役として、次の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>
自主防災組織の地区防災計画の作成	<p>地域を守るために必要な事項をあらかじめ地区防災計画として策定する。</p> <p>(1) 自主防災組織構成員ごとの役割及び指揮連絡系統を明確にする。</p> <p>(2) 地域に内在する危険箇所や、災害時に必要となる施設、避難経路を表す地図(防災マップ)を作成して掲示し、各戸に配布する。また、必要に応じて避難行動要支援者の所在等を示す地図を作成する。</p> <p>(3) 大規模火災、洪水、土砂災害、大規模事故等における避難場所・避難経路等について地区防災計画として策定する。地区集会所等を避難所とする場合は、避難所の運営についても必要な事項を定める。災害の規模・様相により市外に避難する場合(広域避難)は、市の計画に基づき対応する。</p> <p>(4) 大規模地震災害等において、町内会単位で地区の救援体制を構築する場合は、地区対策本部の設置、自主防災組織を活用した本部組織、地区内の自宅避難、車中泊等の様々な形で避難している地区住民への給食・給水、救援物資配分、避難所運営組織や自治会との連絡要領等の必要な事項を定める。</p>

区 分	内 容
自主防災台帳等の作成	<p>自主防災組織が的確な防災活動の実施に必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>(1) 世帯台帳(基礎となる個票)</p> <p>(2) 人材台帳(世帯台帳と兼ねて作成することも可)</p> <p>(3) 避難行動要支援者避難支援のための個別計画</p> <p>(4) 各家庭までの連絡網</p> <p>なお、市から提供された避難行動要支援者名簿を適正に管理するとともに避難行動要支援者の避難支援に関する個別計画の作成に当たっては、民生委員・児童委員との連携に努め、必要に応じて障害者相談員、福祉関係団体等に協力を求める。</p>
防災点検の日の設置	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>
避難所の運営体制の整備	<p>島田市避難所運営マニュアルや県の避難生活の手引き、避難所運営マニュアル等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p>
防災訓練の実施	<p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災訓練、市との有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達の訓練</p> <p>(2) 安否確認訓練</p> <p>(3) 出火防止及び初期消火の訓練</p> <p>(4) 避難誘導訓練</p> <p>(5) 救出及び救護の訓練</p> <p>(6) 炊き出し訓練</p> <p>(7) 避難所開設運営訓練</p> <p>(8) 地区対策本部運営訓練</p> <p>(9) 地区内の様々な避難者に対する救援活動実施訓練</p> <p>(10) 地区内の軽微な災害廃棄物の処理訓練</p>
地域内の他組織との連携	<p>地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>

(2) 避難所運営組織

ア 避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成する。

イ 避難所運営マニュアルに基づく運営訓練を行う(実動訓練、避難所運営ゲーム：HUG、実員を配置しての運営手順確認訓練等)。

ウ 当初、避難所毎の避難所運営マニュアルに規定した避難所組織により開設・運営をする。できるだけ早い時期に、避難者自身による運営組織を構築し新たな運営組織によって運営を継続する。また避難者の減少に伴い、運営組織を柔軟に修正する。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容
自主防災組織づくりの推進	<p>市は、県中部地域局と連携して地域住民と地震対策等について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。</p>
防災委員	<p>自主防災組織は、住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を選出する。</p>

区 分	内 容												
地域防災リーダー	<p>(1) 市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災リーダーを育成する。</p> <p>(2) 県と連携して、災害図上訓練(D I G)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災リーダーの育成及び能力向上を図る。</p> <p>(3) 地域防災リーダーは、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図る。</p>												
自主防災に関する意識の高揚	<p>市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>実施機関</th> <th>対 象 者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td>市 県</td> <td>自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・防災委員長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td>防災委員研修</td> <td>市</td> <td>防災委員</td> <td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機関	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市 県	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・防災委員長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
研 修 名	実施機関	対 象 者	目 的										
自主防災組織中核的リーダー研修	市 県	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・防災委員長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。										
防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。										
組織活動の促進	<p>市は、消防団等と有機的な連携を図りながら、職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織及び避難所運営組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。</p>												
コミュニティ防災センターの活用	<p>市はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <p>(1) 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</p> <p>(3) 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>												
地区公会堂の活用	<p>(1) 市は地区公会堂等を活用し、平常時は地区の自主防災活動の中心として訓練及び防災知識普及の場とする。</p> <p>(2) 災害時用の備蓄品、資機材用の倉庫としての活用を促す。</p>												
自主防災組織への助成	<p>自主防災組織及び避難所運営組織の活動に必要な防災用資機材、倉庫の整備及び地区防災マップ等の地区防災計画整備を促進するため、市及び県は必要な助成を行う。</p>												
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>市及び県は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>												

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導や消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

8 地区の救援体制の構築

(1) 大規模地震災害における地区毎の救援体制について、地域の特性や実情に応じて、地区災害対策本部を設置する単位をあらかじめ定める。この際、避難所運営組織や市の救援体制、ボランティアセンター等との連携について留意する。

- (2) 地区対策本部においては、地区住民の安否確認を行う他、地区の自宅避難、車中泊等の様々な形で避難している地区住民への情報提供、給食・給水、救援物資配分、地区住民の救援ニーズのとりまとめと市への提出、住宅被害調査、防疫、生活再建、仮設住宅等への入居、瓦礫処理、ライフライン復旧、学校再開等の応急復旧対策等に関する住民要望等について、必要に応じ地区としての協議を行い、市へ要望を提出する。
- (3) 地区の救援体制の構築の具体的事項については、今後、モデル地区による検証・研究や研修を経て地区の特性・実情に適合した体制づくりを進める。

第7節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を施設内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
防災活動の概要	(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等 (7) 飲料水、食料、災害トイレ、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保 (9) 予想被害からの復旧計画策定 (10) 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	(1) 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (2) 物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 (3) 県、市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

<p>事業継続計画 (BCP)の取組み</p>	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>
-----------------------------	--

第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案できる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第9節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

区 分	内 容
<p>ボランティア活動の支援</p>	<p>(1) 市は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 (2) 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーター等との連携に努めるものとする。</p>
<p>ボランティア活動経費の確保</p>	<p>(1) 市は、ボランティアが災害時に活動する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にボランティアを活用できる環境を整備する。 (2) 南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。 (3) 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を（福）静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</p>

第10節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容								
<p>要配慮者の支援体制</p>	<p>(1) 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、危機管理課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体と日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="408 456 1417 680"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="408 456 1417 495">避難支援等関係者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 495 619 568">行政機関</td> <td data-bbox="619 495 1417 568">警察、消防、保健福祉センター、こども発達支援センター、特別支援学校、地域包括支援センター(高齢者センター)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 568 619 607">地域組織</td> <td data-bbox="619 568 1417 607">消防団、自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 607 619 680">福祉関係者、福祉関係団体</td> <td data-bbox="619 607 1417 680">民生委員・児童委員、障害者等の相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table>	避難支援等関係者		行政機関	警察、消防、保健福祉センター、こども発達支援センター、特別支援学校、地域包括支援センター(高齢者センター)	地域組織	消防団、自治会、町内会等	福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、障害者等の相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等
避難支援等関係者									
行政機関	警察、消防、保健福祉センター、こども発達支援センター、特別支援学校、地域包括支援センター(高齢者センター)								
地域組織	消防団、自治会、町内会等								
福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、障害者等の相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等								
<p>避難行動要支援者の把握</p>	<p>市は、県と連携し要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者(以下「避難行動要支援者」という。)に対し、発災時の適切な対応に役立てるため、市が把握している要配慮者情報を積極的に活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員及び社会福祉関係団体と協力して避難行動要支援者に関する情報を把握する。避難行動要支援者の対象要件は第2章第4節2のとおりとする。</p>								
<p>避難行動要支援者名簿</p>	<p>(1) 市は、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(2) 地域における避難行動要支援者の居住状況や避難を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>								
<p>避難行動要支援者名簿の提供</p>	<p>(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿提供の際、記載情報の漏えいの防止等、あらかじめ定めた必要な措置を講じるものとする。</p>								
<p>個別計画の作成</p>	<p>市は、市地域防災計画に基づき、危機管理課、福祉課、長寿介護課など関係部局との連携の下、以下のとおり個別計画を策定している。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の中でも、関係者への情報提供について同意を得られ、自力避難不可かつ家族等支援無と特定した者について自主防災組織が重点的・優先的に個別計画を作成する。</p> <p>(2) 個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。</p> <p>(3) 大規模災害時に計画の活用に支障が生じないよう、自主防災組織、避難支援者、民生委員等の関係者と情報共有し、適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等に携わる自主防災組織や民生委員への必要な情報の提供をするなど、配慮をするものとする。</p> <p>(5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>								

区 分	内 容
防災訓練	市は、県と連携し要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
情報伝達の配慮	市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促すことができるよう、避難情報の判断・伝達マニュアル水害編及び避難情報の判断・伝達マニュアル土砂災害編に基づく高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)等の発令及び伝達について配慮する。 要配慮者の中には視覚障害者や聴覚障害者をはじめとした情報伝達手段が異なる方がいる。そのため、必要な情報が適切な手段で一人ひとりに伝わるように配慮する。 また、市は、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要な連絡体制を確保する。
避難支援等関係者の安全確保	市は、地域において避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域住民全体で話し合っ避難支援等関係者の安全確保のためのルールを決めるよう周知に努める。
観光客の安全確保	市は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を推進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。 また、市は、施設管理者に対し、法令に基づく要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の提出を求めるとともに、避難訓練の実施状況等について、定期的に確認し必要な支援を行うよう努めるものとする。

第11節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊及び救急隊の整備	市は、大規模・特殊災害に対応するため、静岡市消防局と連携し、高度な技術・資機材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第12節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分		内 容
応急住宅	建設型応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮して配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
	賃貸型応急	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間

	住宅	賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	
災害廃棄物処理		<ol style="list-style-type: none"> 1 市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 2 市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 3 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第13節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市及び県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 2 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 3 市及び県は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 4 県は、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの)の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 5 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
重要施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 市、県及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 2 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 3 市、県及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 4 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。 5 市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

ライフライン事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 2 ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 3 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 4 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 5 下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
-----------	--

第14節 被災者生活再建支援に関する計画

項目	内容
人材育成	<p>県が提供する住家被害の調査の担当者のための研修に参加する等し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>他自治体や民間団体等との応援体制の強化を図るものとする。</p>
実施体制の整備	<p>市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査を調査班、り災証明書の交付を救助班と定めており、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 イ 応援協定の締結 ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	<p>市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について導入を検討するものとする。</p> <p>システム導入までの間は、被災者台帳による業務実施に努めるものとする。</p>

第15節 市の業務継続に関する計画

区分	内容
業務継続体制の確保	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	<p>市は、市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府(防災担当)平成27年5月)、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府(防災担当)平成28年2月)を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ウ 執務環境の確保 エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 オ 重要な行政データのバックアップ カ 非常時優先業務の整理

第16節 複合災害対策及び連続災害対策

- 1 市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
特に大規模地震災害に伴う原子力災害、連続地震や豪雨に伴う土砂災害や建物倒壊、自然堤防の崩壊、電力復旧等に伴う火災、感染症の大規模流行等に留意する。また、近年多発している強い台風等に伴う大規模停電等による2次被害についても留意が必要である。
これらに備えるため、あらかじめ被害の様相について地域の特性に応じた見積を行い、災害発生当初から複合災害、連続災害、2次災害に関する前兆現象の把握に努め、関係機関からの情報を積極的に入手する。また、緊急時の連絡通報態勢を万全にする。
- 2 市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。また、事前に後続災害のリスクを軽減するための対策を着実に進めることに努める。
- 3 市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第17節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、市民協働課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における市民協働課の役割について、危機管理課と市民協働課が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第18節 災害に強いまちづくり

- 1 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高めるEco-DRR(生態系を活用した防災・減災)※1及びグリーンインフラ※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。
- 2 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 4 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図

るものとする。

- 5 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 6 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急措置等、災害の拡大を防止するために市が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

市が実施する措置
(1) 災対法第5条(市町村の責務)の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
(2) 災対法第67条(他の市町村長に対する応援の要求等)の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
(3) 災対法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
(4) 災対法第68条の2(災害派遣要請の要求等)の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

災対法第42条(市町村地域防災計画)では、市地域防災計画は、県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

災対法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき市が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

市の行う措置
(1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示(警戒レベル4)の発令に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
(6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通の規則その他災害における社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) ライフラインの被害に伴う被災者の生活維持に必要な措置
(10) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大防止のための措置に関する事項

上記(10)として行う措置の例は以下のとおりである。

- ・ 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- ・ 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。
- ・ 国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

3 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	<p>災対法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。</p>
相互協力	<p>(1) 災対法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</p> <p>(2) この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</p> <p>(3) 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(4) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</p>
市の配慮すべき事項	<p>(1) 要請について</p> <p>ア 市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して連絡要請をするものとする。</p> <p>イ 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。</p> <p>なお、電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。</p> <p>(2) 関係者への連絡周知について</p> <p>市長は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。</p>
応援の指揮系統	<p>災対法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより応援に従事するのは、市長の指揮の下に行動するものとする。</p>
協力要請事項の正確な授受	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>(1) 機関名</p> <p>(2) 所属部課名</p> <p>(3) 氏名</p>
従事命令等の発動	<p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。</p>

区 分	内 容
標 示 等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による 応 急 措 置 の 代 行	災対法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、市が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経 費 負 担	(1) 災害応急対策に要する経費については、災対法第91条(災害予防等に要する費用の負担)の定めるところにより災害救助法(昭和22年法律第118号)等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 (2) 市長の要請により県が、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置する。

組織名等	概 要
島田市防災会議	(1) 編成は、資料編1-9のとおり。 (2) 運営は、島田市防災会議条例(平成17年市条例第176号)の定めるところによる。
島田市災害対策本部	(1) 編成は、資料編1-1のとおり。 (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア 災害対策本部は、次のいずれかに該当したときに設置する。 (ア) 市内において震度5強以上の地震動が発生したとき。 (イ) 市内において次のaからfに掲げる災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市を挙げて総合的な応急対策を行う必要があると認めるとき。 a 地震動(震度5弱以下) b 風水害 c 土砂災害(土石流、がけ崩れ又は地すべり) d 火災又は爆発 e 道路事故、鉄道事故又は航空機事故 f その他の事象 イ 災害対策本部の設置場所は、島田市役所大会議室及び災害対策室とする。 ウ 災害対策本部の運営は、島田市災害対策本部設置運営要領の定めるところによる。
島田市水防会議	水防会議に関し必要な事項は、風水害対策編の定めるところによる。
島田市水防本部	水防本部組織に関し必要な事項は、風水害対策編の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
その他	(1) 本部活動を円滑に進めるため、本部員、各班長、副班長、情報班、本部班、本部避難地班、連絡員等は役職を明記したビブスを着用するものとする。 (2) 本部職員の証票は、市職員身分証明書をもって兼ねるものとする。 (3) 災害対策本部の設置に至らない状況においては、本計画における災害別の対策編による他、災害の様相・規模や住民の安全確保に及ぼす影響等を踏まえ、情報連絡・初動対応・応急対策に必要な体制の構築と運用について、危機管理部長が統括する。

第3節 動員・応援・受援計画

この計画は、市長が市職員等の動員を指示し、若しくは命令し、又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法等を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

区 分	内 容
動員の時期	市長が必要と認めるとき又は他の計画の定めるところにより実施する。
動員対象者	(1) 市職員 (2) 消防団員
応援動員対象者	(1) 警察官 (2) 消防職員 (3) 自衛官 (4) 医師、歯科医師又は薬剤師 (5) 看護師又は助産師 (6) 土木技術者又は建築技術者 (7) 大工、左官又はとび職 (8) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

2 動員の実施方法

区 分	内 容
市職員の動員	(1) 市職員の動員は、職員安否確認・参集メールシステムにより行うものとする。 (2) このメールシステムによる動員ができない場合を想定し、各部課の電話による連絡責任者と連絡システムを定めておくものとする。 (3) 動員要請がない場合であっても、次の場合は自主参集するものとする。 ア 地震により市内において震度5強以上の揺れが発生した情報を得たとき (震度5弱以下はあらかじめ定めた職員。震度5強以上は全職員)。 イ 地震により立ってられない程度の揺れを感じたとき。
消防職員の動員	消防職員の動員に関しては、静岡市消防職員動員実施要綱の定めるところによる。
消防団の動員要請	応援動員要請は、原則として、消防団を統括する消防団長に対して次の事項により行う。 (1) 動員をする分団名 (2) 作業内容及び作業場所 (3) 装具等 (4) 集合時間及び集合場所 (5) その他必要と認める事項
警察官の動員要請	警察官の出動を必要とする場合は、島田警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要請や要求	自衛隊の派遣に関する必要な事項は〈第28節 自衛隊派遣要請の要求計画〉の定めるところによる。
医療・助産関係者の動員要請	医師、歯科医師、薬剤師、助産師及び看護師等の動員に関し、必要な事項は〈第13節 医療・助産計画〉の定めるところによるものとする。
土木業者、建設業者及び技術者等の動員要請	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、資料編7-8による業者を中心として、当該応援動員対象事業者又は個人若しくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。
市	市長は、当該市の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等 (3) 応援を必要とする場所

		(4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項
	他の市町長に対する 応援要請	(1) 市長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 (2) 消防組織法第39条に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
	県から市町に対する 応援	(1) 知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。 (2) 知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
関係機関等への協力要請	災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、前項の動員のみでは不足する場合には、災対法第29条の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するとともに、知事又は災害時の応援に関する協定を締結している市町に対し、職員の応援を求める。	
動員要請の実施担当	市職員及び消防団の動員、自衛隊の災害派遣要請や要求、応援動員、関係機関等への協力要請の実施担当は、島田市災害対策本部事務分掌によるものとする。 この際、災害発生直後の初動対応において緊急を要する場合は、必要に応じて本部班が必要な機関への応援の打診や情報提供を行うことがある。	

3 応援職員受入態勢の確立

- (1) 市は、県と協議して、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。
- (2) 市は、応援動員を受ける場合、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- (3) 市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

4 市職員の応援について

(1) 救助作業隊

市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 技術職員

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

5 富士山静岡空港の活用

市は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。

区 分	内 容
富士山静岡空港	(1) 警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点 (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の空路参集拠点 (3) 広域医療搬送等を行う航空搬送拠点 (4) 広域物資輸送拠点の補完（航空輸送拠点） (5) 陸上自衛隊が設置する後方支援拠点 (6) 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点

第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

基本方針	(1) 市、県間の緊密化 ア 情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県中部方面本部、各相互のルートの基本として島田警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 イ 情報活動の緊密化のため島田警察署は、市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県中部方面本部も市災害対策本部に職員を派遣する。
	(2) 報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。
	(3) 情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を県の大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。
	(4) 県災害対策本部との連携 ア 県災害対策本部に対する報告、要請等は市災害対策本部において取りまとめて実施する。

	<p>イ 県に緊急災害現地対策本部が設置された場合には、市災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。</p> <p>ウ 県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク))に集約できるよう努めるものとする。</p>
	<p>(5) 情報伝達体制の確保</p> <p>市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報について大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>

1 気象の予報及び警報等の収集体制並びに周知方法

区 分	内 容
<p>気象、地象、地動及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</p>	<p>(1) 県(災害対策本部)から伝達される気象、地象、地動及び水象に関する情報(以下「気象等情報」という。)の受理は、市災害対策本部(市災害対策本部設置前においては、市地震災害警戒本部若しくは危機管理課)で受理する。</p> <p>(2) 市は、気象等情報について関係機関から積極的に収集する。</p> <p>(3) 気象等情報は、必要に応じて同時通報用無線、防災メール配信システム、市ホームページ、市公式SNS及び広報車等を活用して、住民等に対して周知するものとする。</p> <p>(4) 気象注意報、警報等の種類及び発表基準は、資料編3-11のとおり。</p> <p>(5) 水防予警報の収集及び伝達は、〈第24節 水防計画〉の定めるところによる。</p> <p>(6) 災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等)を発見した者は、その概要を遅滞なく市又は島田警察署に通報するものとする。</p> <p>(7) 静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、県は静岡地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。</p>
<p>災害応急活動に関する情報の収集、伝達</p>	<p>(1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>ア 災害の状況(災害の原因となる事象の種類・様相・規模、気象状況等)、複合・連続災害発生の有無・程度及び発生の可能性、2次災害発生の危険度</p> <p>イ 被害発生状況(人的被害、物的被害(建物、ライフライン、交通・通信インフラ)、火災、洪水・土砂災害、液状化等)</p> <p>ウ 住民避難に関する事項、特に避難指示(警戒レベル4)の発令又は警戒区域設定状況</p> <p>エ 孤立化地域の有無、孤立化の程度。乗り物の立ち往生の有無</p> <p>オ 地域住民の動向(避難の状況等)、観光客等の帰宅困難者の状況</p> <p>カ 国・県・関係機関の対応状況</p> <p>(ア) 対策本部等の体制、現地要員派遣の状況</p> <p>(イ) 緊急事態等の事態認定の有無</p> <p>(ウ) 他の地方自治体における避難指示(警戒レベル4)の発令又は警戒区域設定状況</p> <p>(エ) 広域応援部隊(自衛隊・警察・消防・災害派遣医療チーム等)等の出動状況</p> <p>(オ) 報道機関による報道内容</p> <p>キ 市の対応状況</p> <p>(ア) 常備消防・消防団の活動状況</p> <p>(イ) 市の出先機関の活動状況</p> <p>(ウ) 市による避難指示(警戒レベル4)の発令又は警戒区域設定状況等の住民避難に関する事項</p> <p>(エ) 避難所の開設・運営状況(指定避難所等)</p> <p>(オ) 島田市立総合医療センターの活動状況、救護所の開設・運営状況</p>

区 分	内 容										
	<p>ク 自治会・自主防組織の活動状況 (ア) 消火・救出活動状況 ケ 生活必需物資の在庫及び供給状況 コ 物資の価格、役務の対価動向 サ 金銭債務処理状況及び金融動向 シ 避難所の開設・運営状況(指定避難所及び地区毎の避難所) ス 避難所以外の被災者の避難生活の状況 セ 医療救護施設及び病院の活動状況 ソ 地区毎の救援体制(地区対策本部の設置・運営、地区内の救援活動状況) タ 応急給水状況 チ 緊急輸送路等の被害及び復旧状況 ツ 人命救助の有無 テ 広域応援部隊・防災機関の進出・活動拠点の設定状況 ト ライフライン施設の被害及び復旧状況 ナ ボランティア活動の申し出状況 ニ その他各班の所管する事項</p> <p>(2) 消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。</p> <p>(3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害時情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>										
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため島田警察署の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1153 1426 1724"> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1153 694 1299">市出先機関、職員派遣による収集</td> <td data-bbox="694 1153 1426 1299">市の出先機関から情報を収集するとともに、災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。この際、ドローン等を有効活用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1299 694 1411">自治会、自主防災組織等を通じたの収集</td> <td data-bbox="694 1299 1426 1411">自治会、自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1411 694 1523">参集途上の職員等による収集</td> <td data-bbox="694 1411 1426 1523">勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員や職員家族から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1523 694 1612">消防団による情報収集</td> <td data-bbox="694 1523 1426 1612">火災発生状況の他、各地区の被害状況について地元消防団から情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1612 694 1724">報道機関、県・国の機関、民間事業所等からの情報</td> <td data-bbox="694 1612 1426 1724">テレビ・ラジオ・インターネット等の報道情報、国・県から配信される情報、民間事業所から提供される情報を活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	市出先機関、職員派遣による収集	市の出先機関から情報を収集するとともに、災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。この際、ドローン等を有効活用する。	自治会、自主防災組織等を通じたの収集	自治会、自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員等による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員や職員家族から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。	消防団による情報収集	火災発生状況の他、各地区の被害状況について地元消防団から情報を収集する。	報道機関、県・国の機関、民間事業所等からの情報	テレビ・ラジオ・インターネット等の報道情報、国・県から配信される情報、民間事業所から提供される情報を活用する。
市出先機関、職員派遣による収集	市の出先機関から情報を収集するとともに、災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。この際、ドローン等を有効活用する。										
自治会、自主防災組織等を通じたの収集	自治会、自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。										
参集途上の職員等による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員や職員家族から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。										
消防団による情報収集	火災発生状況の他、各地区の被害状況について地元消防団から情報を収集する。										
報道機関、県・国の機関、民間事業所等からの情報	テレビ・ラジオ・インターネット等の報道情報、国・県から配信される情報、民間事業所から提供される情報を活用する。										

2 被害状況等の報告

区 分	内 容
<p>市長に対する報告</p>	<p>市職員は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、各担当班は所管事項にかかる災害情報及び被害の情報を収集して担当部長に報告し、報告を受けた担当部長は、市長に報告する。</p>

区 分	内 容
知事に対する報告又は要請	<p>(1) 被害速報(随時)</p> <p>ア 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編9-2に定める基準に基づき、〈被害速報(随時)〉により、県中部方面本部長(中部地域局長)を経て、県本部長(知事)に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県中部方面本部長(中部地域局長)に報告する。</p> <p>イ 市長は、県中部方面本部長(中部地域局長)に連絡がつかない場合は、県本部長(知事)に、県本部長(知事)に連絡がつかない場合は、内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長(知事)及び県中部方面本部長(中部地域局長)に報告する。</p> <p>(2) 定時報告</p> <p>ア 市長は、定められた時間に県中部方面本部長(中部地域局長)に〈災害定時及び確定報告書〉により定時報告をする。</p> <p>イ 市長は、可能な限り最新の被害状況を把握しておくものとする。</p> <p>(3) 確定報告</p> <p>市長は、被害状況確定後速やかに〈災害定時及び確定報告書〉により県中部方面本部長(中部地域局長)を経由して、県本部長(知事)に文書をもって報告するものとする。</p> <p>(4) 要請</p> <p>市長は、知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の計画に定める必要事項を具備して要請する。</p> <p>(5) 市長は、情報広報実施要領に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 緊急要請事項</p> <p>イ 被害状況</p> <p>ウ 市の災害応急対策実施状況</p> <p>(6) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>

区 分	内 容																		
内閣総理大臣 に対する報告	<p>(1) 災対法第53条1項の規定に基づき、市が県に報告できない場合、内閣総理大臣に報告すべき災害は、次のいずれかである。</p> <p>ア 県が災害対策本部を設置した災害</p> <p>イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p> <p>(2) ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。</p> <p>(3) なかでも交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該災害等が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。</p> <p>(4) なお、内閣総理大臣への報告は、市からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府(内閣総理大臣)へ報告することとされている。</p> <p>(5) また、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされている。</p> <p>消防庁防災課応急対策室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>地域衛星通信ネットワーク</th> <th>NTT有線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日 (9:30~ 18:15)</td> <td>電話</td> <td>8-048-500-90-49013</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>8-048-500-90-49033</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外 (宿直室)</td> <td>電話</td> <td>8-048-500-90-49101</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>8-048-500-90-49102</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>			地域衛星通信ネットワーク	NTT有線	平日 (9:30~ 18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537	上記以外 (宿直室)	電話	8-048-500-90-49101	03-5253-7777	FAX	8-048-500-90-49102	03-5253-7553
		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線																
平日 (9:30~ 18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527																
	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537																
上記以外 (宿直室)	電話	8-048-500-90-49101	03-5253-7777																
	FAX	8-048-500-90-49102	03-5253-7553																
被害の調査 (被災台帳) (り災証明書)	被害状況の調査に当たっては、調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、被災台帳を整備し、必要があるときは、り災証明を交付する。																		

3 情報伝達手段及び通信系統

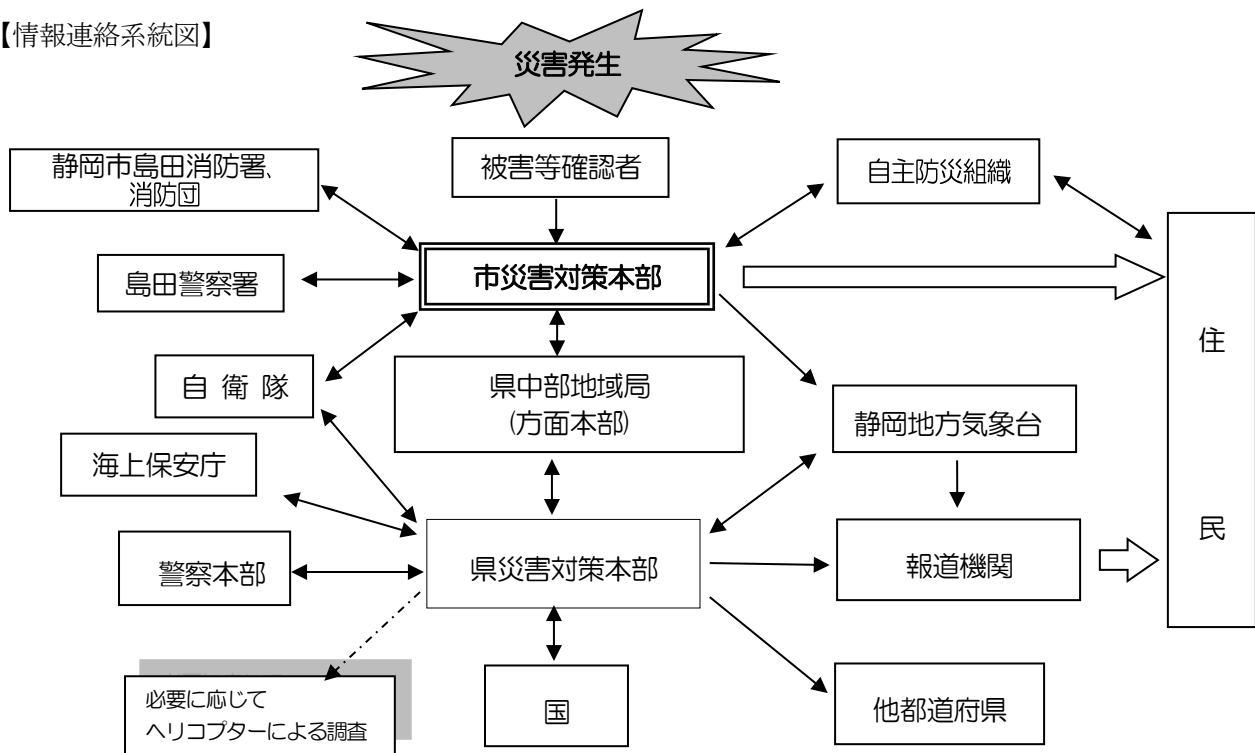
情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため市、県及び関係機関を結ぶ通信系統は資料編1-13のとおり。

区 分	内 容
同時通報用無線の利用 (資料編3-1参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは同時通報用無線を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。
防災行政無線の利用 (資料編3-3参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは防災行政無線を利用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
デジタルMCA無線の活用 (資料編3-4参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときはデジタルMCA無線を利用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達するとともに、防災関係機関相互及び災害対策本部との連絡を行う。
IP無線の活用 (資料編3-5参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときはIP無線を利用し、地域の被害状況等の情報を消防団等と共有する。
災害時特設公衆電話の活用 (資料編3-7参照)	公衆用として、市内48箇所に79回線が設置されている。

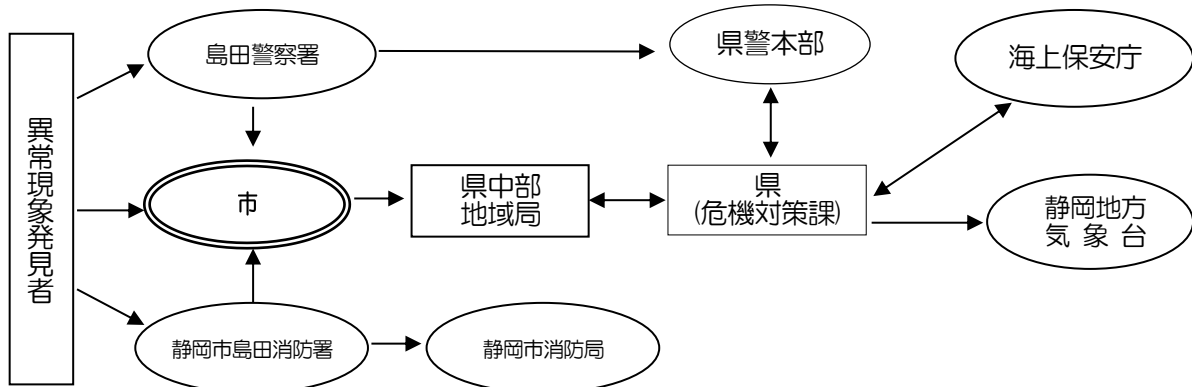
衛星携帯電話 (資料編 3-8 参照)	災害の発生により孤立予想集落において通信回線や道路が遮断された場合、その集落に整備されている衛星携帯電話を利用し、被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
非常無線通信の利用	災害の発生により通信回線の利用ができなくなった場合、各防災関係機関の所有する無線を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。
自治会・自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
広報車等の活用	

【情報連絡系統図】



4 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等)を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。



第5節 災害広報計画

災害時において、市民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、県、関係機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期する。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報の内容等

区 分	内 容													
広 報 事 項	<p>(1) 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、情報広報実施要領等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 実施に際しては、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。</p> <p>(3) 広報事項の主なものは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため市民等に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項 													
報道機関に対する協力等	<p>(1) 広報は、災害の状況に応じて、秘書広報班が行う。</p> <p>(2) 報道機関に対する情報の提供は、原則として島田記者クラブを通じて行う。 (資料編3-10参照)</p>													
広報実施方法	<p>同時通報用無線、市町用防災行政無線(戸別受信機を含む。)、コミュニティFM、IP通信網、CATV、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。特にFM島田に対しては、積極的な放送要請を行うものとする。停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">庁内</th> <th>印刷媒体</th> <td>広報しまだ、ポスター、チラシ類</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>視聴覚媒体</th> <td>同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ)、県・市の公式SNS等、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・市所有の広報車両による被災地に対する現地広報 ・自治会を通じての電話連絡 など </td> </tr> <tr> <th rowspan="2">庁外</th> <th>印刷媒体</th> <td>新聞</td> </tr> <tr> <th>視聴覚媒体</th> <td>FM島田、その他テレビ・ラジオ</td> </tr> </tbody> </table>	庁内	印刷媒体	広報しまだ、ポスター、チラシ類	視聴覚媒体	同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ)、県・市の公式SNS等、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有の広報車両による被災地に対する現地広報 ・自治会を通じての電話連絡 など 		庁外	印刷媒体	新聞	視聴覚媒体	FM島田、その他テレビ・ラジオ
庁内	印刷媒体		広報しまだ、ポスター、チラシ類											
	視聴覚媒体	同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ)、県・市の公式SNS等、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有の広報車両による被災地に対する現地広報 ・自治会を通じての電話連絡 など 													
庁外	印刷媒体	新聞												
	視聴覚媒体	FM島田、その他テレビ・ラジオ												
県との連携	<p>(1) 県から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。</p> <p>(2) 県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。</p>													

区 分	内 容
外部機関との連携等	(1) 市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 (2) 市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 (3) 市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。
被災者の安否に関する情報等の提供	市は県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県が定めた災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）、災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）及び災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）（以下「安否確認の方針」という）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

2 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項の受領	市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用するものとする。市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

情報源	情報内容
ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等
県のホームページ、防災メール配信システム	主として市域内又は県の情報、指示、指導等
静岡県防災、県X（旧twitter）、県Facebook	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
同時通報用無線、FM島田、市のホームページ、市公式SNS、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

第6節 災害救助法の適用計画

災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に定めるところによるが、市において具体的に適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	<p>(1) 住家が滅失した世帯の数が、80世帯以上のとき。</p> <p>(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の世帯のうち、40世帯以上の住家が滅失したとき。</p> <p>(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。</p>
------	--

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	住家の滅失等の認定及び世帯住家の単位は、資料編9-2による。

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
市の報告	市は、市の区域に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、県中部地域局長を経由して県(知事)に報告しなければならない。
県における適用手続	<p>(1) 知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたとときは、災害救助法の適用等について、内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県関係部局に通知するものとする。</p> <p>(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示を行う。</p>

4 災害救助法事務

区 分	内 容		
事 務	<p>(1) 災害に際し、市における被害が、前記災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ア 避難所及び福祉避難所の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊き出しその他による食品の供与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与 カ 医療 キ 助産 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ク 被災者の救出 ケ 被災した住宅の応急修理 コ 学用品の供与 サ 埋葬 シ 死体の搜索 ス 死体の処理 セ 障害物の除去 ソ 輸送費及び賃金職員等雇い上げ費 </td> </tr> </table> <p>(2) 一時繰替支弁 市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は一時繰替支弁する。</p>	ア 避難所及び福祉避難所の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊き出しその他による食品の供与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与 カ 医療 キ 助産	ク 被災者の救出 ケ 被災した住宅の応急修理 コ 学用品の供与 サ 埋葬 シ 死体の搜索 ス 死体の処理 セ 障害物の除去 ソ 輸送費及び賃金職員等雇い上げ費
ア 避難所及び福祉避難所の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊き出しその他による食品の供与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与 カ 医療 キ 助産	ク 被災者の救出 ケ 被災した住宅の応急修理 コ 学用品の供与 サ 埋葬 シ 死体の搜索 ス 死体の処理 セ 障害物の除去 ソ 輸送費及び賃金職員等雇い上げ費		

5 災害救助法適用外の災害

災害救助法の適用されない小規模の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示(警戒レベル4)、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難(警戒レベル3)の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

市は、住民の自発的安全確保の行動を促すために、危険の切迫性に応じ、適宜、自主避難の呼びかけや自治会長への注意喚起等を行う。

(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

必要に応じて、県又は関係機関(静岡地方気象台、国交省出先機関等)から助言を受ける。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報)	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外

		<p>報の危険度分布) (警戒)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (警戒) 	<p>出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難地へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難指示(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (非常に危険) 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難地等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した避難地へ速やかに立退き避難する。 ・避難地への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保を行う。 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 <p><市から避難指示(警戒レベル4)が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした近隣の安全な場所への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により屋内安全確保を行う。 ・避難指示(警戒レベル4)は、地域の状況に応じて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
警戒レベル5	緊急安全確保(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2 ・(大雨特別警報(土砂災害))※2 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) (災害切迫) 	<p>命の危険直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示(警戒レベル4)及び緊急安全確保(警戒レベル5)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

また、台風接近に伴い早めの避難行動を促し住民の安全を確保するため、警戒レベル3以下の状況においても、避難情報を発令する場合がある。

- 注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて土砂災害に関するメッシュ情報と呼ぶ。
- 注4 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（警戒レベル4）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
- 注5 早期注意情報（警報級の可能性）は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 注6 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

- a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（災対法第60条）。

- b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（災対法第61条）。
- d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 高齢者等避難の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、避難情報の判断・伝達マニュアル等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Ｌアラート(災害情報共有システム)、市公式LINE、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

市、県、県警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

- ① 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。
- ② 警察官、海上保安官又は自衛官は災対法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。
- ③ 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災対法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

ア	救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
イ	県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
ウ	市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた安否確認の方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
エ	県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
オ	市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
カ	自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
キ	自衛隊の救出活動は第28節 自衛隊派遣要請の要求計画の定めるところにより行う。
ク	救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<p>ア 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</p> <p>イ 職員を動員し負傷者等を救出する。</p> <p>ウ 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>エ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>オ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由</p> <p>(イ) 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>(ウ) 応援を必要とする場所</p> <p>(エ) 応援を必要とする期間</p> <p>(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
県	<p>知事は、市から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。</p> <p>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</p> <p>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</p> <p>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</p> <p>エ 救出活動の総合調整を行う。</p> <p>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</p>
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>オ 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導

区 分	内 容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>(1) 要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>(2) その他の区域で避難を要する場合</p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<p>要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 地震等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p>

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、県の支援を受け、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

① 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難施設（又は避難先）を開設し、ホームページや市公式SNS等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや市公式SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

② 県

市から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営に責任を有する。この際、運営主体は各避難所の自主防災組織や避難者で構成する避難所運営組織とする。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示(警戒レベル4)が発せられた場合
- b 避難指示(警戒レベル4)は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド又は段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

- ケ 相談窓口の設置(女性指導員の配置)
- コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮
- サ 避難所運営組織へ女性の参画を推進する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するため、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理課と健康づくり課、保健所等関係機関が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく県の実施事項

(1) 避難所の設置

① 設置基準

- ・原則として学校、公民館等既存建物を使用する。
- ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。
- ・静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり。
- ・災害発生の日から7日以内。

② 費用の限度

③ 実施期間

- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) リ災者の救出

① 実施基準

- ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

② 費用の限度

- ・救助に必要な機械器具等の借上代等実費

③ 実施期間

- ・災害発生の日から3日以内。
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

6 市長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 市長の要求に基づく県の実施事項

- ① 当該市外の既存施設を避難所とする場合のあつせん
- ② 当該市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
- ③ 自衛隊の派遣要請
- ④ 海上保安庁に対する支援要請
- ⑤ 消防団の応援動員要請

(2) 市長の要請事項

- ① 市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に 応援を要請する。
- ② 県は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な 避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項(災害発生原因)
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況(詳細に記入のこと) ウ その他必要事項(災害発生原因)	

- ③ 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- ④ 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- ⑤ 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。なお、県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

(3) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

市及び県は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

- ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握
- (ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、危機管理課、福祉課、長寿介護課、その他関係者との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市及び県は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市及び県は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 要配慮者の施設への緊急入所等

市及び県は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 広域避難・広域一時滞在

(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議することが出来る。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し受入れ先都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で受入れ先都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、自然災害に伴う広域避難について近隣市町及び南海トラフ地震の影響を受けない遠隔地6市との災害応援協定を締結しているほか、原子力災害に伴う広域避難について、県内15市町、東京都、南相

馬市及び小松市と連携している。

- (3) 市は、計画上、富士市等からの広域避難者の受け入れることとしている。ローズアリーナを一時集結地とし、その後、市の2次・3次指定避難所等で受け入れることとしている。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。 また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力(施設数、施設概要等)の助言を行う。
県外への避難	被災市町	他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

- (4) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (6) 市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、住宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難動物への対応	県	避難所でのペットの飼育・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県内全域における一体性を有した体制を図る。
	市	人とペットの災害対策ガイドライン(環境省作成)、災害時における愛玩動物対策行動指針、避難所のペット飼育管理ガイドライン(県作成)、避難所運営マニュアル(市作成)により、避難所におけるペットの取扱い等について広く住民に周知を行う。

区 分		内 容
	飼い主	(1) 人とペットが安全に避難するため、又避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (2) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3) 処方箋(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
放浪動物への対応	県	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県内全域における一体性を有した体制整備を図る。
	市	(1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4) 飼い主からの飼育犬、飼育猫の保護依頼に関し、県に対し必要な協力を求める。 (5) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の紹介に必要な協力をする。
	飼い主	(1) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (2) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。
避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

災害により日常の食事に支障があるり災者に対し、必要な食料品を確保し支給するため、市、県等の行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
------------	--

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 (2) 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分

	<p>キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</p>
県	<p>(1) 知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</p> <p>(2) 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。</p> <p>(4) 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置する。</p> <p>(5) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。</p> <p>(6) 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。</p> <p>(7) 必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>(8) 知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。</p>
市民及び 自主防災組織	<p>(1) 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。</p> <p>(3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</p>
農林水産省	<p>県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。</p>

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
食品給与の対象者	<p>(1) 避難所に避難した者</p> <p>(2) 住家の被害が、全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者又は食料品を喪失した者</p> <p>(3) 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客</p> <p>(4) 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせがない者</p>
対象品目	<p>(1) 主食(米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等)</p> <p>(2) 副食(調味料を含む。)</p>
対象経費	<p>(1) 主食費 ア 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 イ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 ウ 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等</p> <p>(2) 副食費(調味料を含む。)</p> <p>(3) 燃料費</p> <p>(4) 雑費 ア 器物(炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等)の使用謝金又は借上料 イ アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費</p>
実施期間	<p>災害発生の日から7日以内</p> <p>ただし、期間内に炊出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事に対して期間の延長を要請することができる。</p>

3 実施方法

区 分	内 容
応急的炊き出し	り災者及び災害地における救助作業等に従事する者に対し、必要に応じ炊き出しを実施する。
応急食料の調達、あっせん及び備蓄	(1) 市は、平時より災害に備え、応急食料の必要数、調達可能量を把握し、業者と調達協定書を締結するとともに、調達予定先より調達、あっせんを行うものとする。 (2) 市は、長期保存の可能な応急食料を年次計画に基づき備蓄する。
輸送方法	(1) 調達、あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 (2) 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節輸送計画＞に基づき措置するものとする。

4 国への要請事項

市は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、食料の調達を要請するものとする。その際は、内閣府防災担当の所管する物資調達・輸送調整等支援システムを活用することとする。

5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんに要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

災害により物資の販売ルート等が混乱し物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、市の実施事項と、県に対する要請事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画量	市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
----------	--

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 (2) 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんに要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

	<p>カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。</p> <p>(5) 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんに要請する。</p> <p>ア 必要なLPガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数</p>
県	<p>(1) 知事は、市から物資の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努める。</p> <p>(2) 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</p> <p>(4) 物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、＜第19節輸送計画＞に基づき措置する。</p> <p>(5) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</p> <p>(6) 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(7) 必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>(8) 知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</p> <p>(9) 知事は、市から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</p> <p>(10) 県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</p>
市民及び 自主防災組織	<p>(1) 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。</p> <p>(3) 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</p>
日本赤十字社 静岡県支部	<p>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。</p>
経済産業省	<p>県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあつせんし又は調達する。</p>

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により、使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
対象 品 目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等
	日用品	石けん、歯みがき、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等
	光熱材料	マッチ等
給(貸)与の期間	災害発生の日から10日以内。 ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。	

3 衣料、生活必需品、その他物資調達供与の方法

区 分	内 容
調達の 方法	必要な物資については、費用限度額に基づいて被災状態、物資の種類、数量等を勘案して食料物資班が調達するものとする。
輸送の 方法	(1) 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 (2) 当該物資発注先の業者において措置できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき市が措置するものとする。
供与の 方法	物資の供与を実施する場合、災害対策本部救助班は物資の配分計画を作成するものとする。また、各現場にそれぞれ現場責任者を置き、責任者は物資の配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講ずるものとする。

4 国への要請事項

市は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、食料の調達を要請するものとする。その際は、内閣府防災担当の所管する「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することとする。

5 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

- (1) 県は、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。
- (2) 県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第11節 給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 (2) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。 ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 (4) 地震発生後約8日を目途に最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。
市民及び自主防災組織	(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急

	<p>給水により飲料水を確保する。</p> <p>(3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</p> <p>(4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p>
--	---

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
給水対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
飲料水の供給量	大人1人1日最小おおむね3リットル
飲料水の供給期間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。
費用の限度	制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。)

3 給水実施要領

区 分	内 容
給水の方法	給水は、資料編8-3の応急給水用資機材、資料編8-5の非常用給水タンクに基づき措置する。
給水実施計画の作成	<p>上下水道班は、給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。</p> <p>(1) 給水を必要とする地域及び人員</p> <p>(2) 搬送方法、容器等の有無</p> <p>(3) 搬送要領の有無</p> <p>(4) 補給水源の状況</p> <p>(5) 今後の見通し</p>
水源及びろ水機	飲料水の補給は、資料編8-4の水源から取水する。ろ過するためのろ水機は、資料編8-6のとおりである。
衛生広報	自己の努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意の広報を行う。
仮設共用栓の設置	災害発生後約8日間を目途とし、仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するように努める。

4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧に努めるとともに、必要に応じ市内指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

5 県への要請

区 分	内 容
調達あっせん要請	<p>市長は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。</p> <p>(1) 給水対象人員</p> <p>(2) 給水期間及び給水量</p> <p>(3) 給水場所</p> <p>(4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量</p> <p>(5) 給水車両の借上げの場合その数量</p> <p>(6) その他必要事項</p>

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市及び県は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、災害救助法の規定に基づいて県から委任を受けて行う市の実施事項と、県に対する要請事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、第7節 避難救出計画の8 広域避難・広域一時滞在による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
県	建築物	県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。
	宅地等	県は、市から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。
市民	(1) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 (2) 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区 分		内 容		
被害状況の把握		災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。		
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。		
住宅の確保 応急仮設	建設 急住宅の 建設型応	(1) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 (2) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。		
	借上げ 急住宅の 賃貸型応	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。		
応急仮設住宅の管理運営		(1) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 (2) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。		
応急住宅の入居者の認定		(1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 (2) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。		
市営住宅等の一時入居		市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。		
応急住宅の管理		(1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 (2) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。		
住宅の応急修理		建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。		
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請		市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。		
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の場合</td> <td>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理の場合</td> <td>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td> </tr> </tbody> </table>	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項			
住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項			

	市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。
--	---

(3) 県の実施事項

区 分		内 容
被害状況の把握		市の被災状況により、県内全体の被災状況を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急住宅の確保	建設型 の建設 応急住宅	(1) 被災状況等を基に、県内の建設戸数を決定する。 (2) あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 (3) 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市長が行うこととする。
	貸付型 住宅の 借上	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。
	公営住宅 等の一時 入居	(1) 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 (2) 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 (3) 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。
応急住宅の入居者の認定及び管理		(1) 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 (2) 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させるとともに、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。
住宅の応急修理		(1) 知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん		(1) 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書を提出した業者等に協力を求めて調達する。 (2) 市長からあっせんの要請があったときは、知事は(1)に定める者に対し協力を要請する。 (3) 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 なお、当該物資発注先において輸送できないときは、〈第19節輸送計画〉に基づき措置する。
住居等に流入した土石等障害物の除去		知事は、市長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分		内 容
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

区 分	内 容	
	規模及び費用	<p>(1) 設置基準は29.7㎡(9坪)を基準とする。構造は1戸建又はアパート式建築のいずれでもよい。ただし、プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)大家族用(12坪タイプ)の仕様が設定されていることも考慮する。</p> <p>(2) 市長は、建設戸数に対応する土地を選定の上、私有地については2か年程度の賃貸借契約をするものとする。</p> <p>(3) 入居については、入居契約書を徴して入居させ、後日立退きについて問題の生じないように配慮すること。</p> <p>(4) 整地費、建築費、附帯工事費、人夫費及び建築事務費等一切の経費</p> <p>(5) 直営工事の場合の事務費</p> <p>(6) 災害救助法第24条の規定による救助業務従事命令の場合の実費弁償費</p> <p>(7) 1戸あたり29.7㎡を基準とし6,285,000円以内</p>
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内。ただし、期間内に着工できない場合は、知事に対して必要最小限度の期間の延長を要請することができる。
住宅応急修理	修理対象者	<p>(1) 災害のため住家が半焼又は半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>(2) 公共住宅・会社の寮、飯場以外の住宅に居住している者</p>
	規模及び経費	<p>(1) 修理の規模については坪数の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分の最小限度の補修費</p> <p>(2) 応急修理の原材料</p> <p>(3) 大工、左官、人夫等の労務費</p> <p>(4) 材料の輸送費、工事事務経費等</p> <p>(5) 災害救助法第24条の規定による救助業務従事命令の場合の実費弁償費</p> <p>(6) 費用の限度額は、災害救助法施行細則(昭和38年静岡県規則第25号)に定める額とする。</p>
	修理期間	災害発生の日から3か月以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。

5 実施方法

区 分	内 容	
入居者・修理者の選考	<p>(1) 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するものとする。</p> <p>(2) 選考に当たっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。</p> <p>ア 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>イ 特定の資産のない高齢者世帯、障害者世帯、病弱者</p> <p>ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯</p> <p>エ 特定の資産のない失業者</p> <p>オ 特定の資産のない勤労者、中小企業者</p> <p>カ 前各号に準ずる経済的弱者</p>	
仮設・処理方法	実施者	県から委任され、住宅の仮設及び応急修理を実施する場合は、建設班が担当する。工事の施工は原則として工事請負によるものとする。
	住宅の規模及び構造等	設置数、規模、構造単価及び修理方法については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

区 分	内 容	
	仮設住宅建設用地の配慮	仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく、私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約(契約期間2か年)締結後、工事に着手するものとする。
	建築資材、労務者等	(1) 建築資材の調達及び建築業者の動員については、り災状態により必要数等を勘案して、建設班が調達するものとする。 (2) 調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者等において措置できないときは、第19節 輸送計画に基づき市が措置するものとする。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項を必要に応じて実施する。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。

特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住ができる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において市長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、災害救助法の規定に基づいて行う市の実施事項と、県に対する要請事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

1 基本方針

(1) 市は、当該市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

(2) 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。

- (3) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。
- (4) 県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。
- (5) 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (6) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (7) 市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (8) 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。
- (9) 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。
- (10) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (11) 市及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (12) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (13) 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	(1) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 (2) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 (3) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 (4) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

		(5) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 (6) その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	(1) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 (2) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ (3) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 (4) 死亡の確認及び遺体搬送の手配 (5) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 (6) その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす地域災害拠点病院を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院について、原則として1か所指定する。
	活動	(1) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (2) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 (3) 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 (4) DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 (5) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 (2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 (3) 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 (4) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 (5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 (6) 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 ア 必要な救護班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項(災害発生の原因)</p> <p>(7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>
県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 知事は、市から救護班（DMA T、D P A T等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関に対して救護班の派遣を要請する。 (2) 知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会から調達・あっせんを図る。 (3) 知事は、市から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センターへ供給を要請する。 (4) 知事は、市から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 (5) 知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム(J M A T)の派遣を要請する。 (6) 知事は、市から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。</p>

	<p>(7) 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。</p> <p>(8) 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>(2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p>

4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区 分	内 容
医療救護班の派遣	<p>(1) 日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</p> <p>(2) 医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</p>
広域応援	<p>(1) 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(2) 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</p> <p>(3) 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</p>

5 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者	
助産を受ける対象者	<p>(1) 災害のため助産の途を失った者</p> <p>(2) 現に助産を要する状態の者</p> <p>(3) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者</p> <p>(4) 被災者であるか否かを問わない</p> <p>(5) 本人の経済的能力の如何を問わない</p>	
医療・助産の範囲	医療	<p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>
	助産	<p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前、分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</p>
実施期間	医療	<p>災害発生の日から14日以内</p> <p>ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。</p>
	助産	<p>分べんした日から7日以内</p> <p>ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。</p>
費用の限度	医療	<p>(1) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費</p> <p>(2) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>(3) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</p>
	助産	<p>(1) 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額</p>

6 実施方法

災害時の医療救護活動は、医療班、救護班を主体とし、島田市医師会、榛原医師会等医療関係団体の協力を得て実施するものとする。

区 分	内 容	
医療関係団体	災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療活動の万全を期するものである。	
救護班	救護班の編成等	医療活動を必要とする事態が発生した場合は、島田市医師会、榛原医師会等の協力を得て救護班を編成し医療救護を行うものとする。
	救護所の設置	救護班による医療救護活動を実施する場合は救護所を開設し、必要に応じて医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護を行うものとする。なお、救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。
	救護班の派遣要請等	大規模な災害が発生し、市内の診療所における医療需要が増大して、救護班の編成が困難な場合には、災害対策本部の他の班や自主防災組織に協力を要請するものとする。
医薬品の確保	医療及び助産を実施するにあたり必要とする医薬品等の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の態勢を整備しておくものとする。	

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例の措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において市長が設置する医療施設については、医療法(昭和23年法律第205号)第4章及び消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定は、適用しない。
県、市長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第14節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

1 市の実施事項及び県への要請事項

区 分	内 容
実施事項	(1) 病原体に汚染された場所の消毒 (2) ねずみ族・昆虫等の駆除 (3) 病原体に汚染された物件の消毒等 (4) 生活用水の供給 (5) 浸水地域の防疫活動の実施 (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 (7) 臨時予防接種の実施

要請事項	(1) 防疫薬剤の種類及び数量 (2) その他必要事項
------	--------------------------------

2 衛生班の実施方法

区 分	内 容			
衛生班の編成	衛生班は、おおむね作業員5名をもって1班とし、災害の状況に応じて数班を編成して前項に定める実施事項を処理するものとする。			
優先地域	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は次の該当する地域から優先実施するものとする。 (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域 (2) 集団避難所 (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域			
実施方法	屋内消毒	(1) 床上床下浸水家屋を対象として、消石灰を一世帯当たり、平均6kgを床下に散布する。 (2) 台所、炊事場、便所、炊事具、食器等はクレゾール消毒する。(一世帯当たり床上200ml、床下50ml) (3) 井戸、飲料水は次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。(上水道は塩素滅菌0.2ppm以上) (4) 蚊とハエの撲滅として、防疫剤を一世帯当たり平均油剤500ml散布する。		
	外消毒	蚊とハエの発生しやすい塵芥、汚物等の集積場所に殺虫効果のある粉剤、油剤を使用するものとする。		
	防疫器具	二兼機5台、動力噴霧器3台、手動式噴霧器3台		
	運搬方法	財政班と密接な連絡のもとに、薬剤資材を所定の場所に運搬するものとする。		
	消毒薬剤	品目	調達予定先	調達数量
	消石灰	市内取扱業者	20kg入 700袋	14 t
	クレゾール液	市内薬業店	500ml入 1,000本	500 ^{リットル}

3 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

5 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市、県等の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、島田市災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を島田市災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	<p>(1) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</p> <p>(2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>(3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 <p>(4) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>(5) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p>
県	<p>(1) 市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場や清掃用運搬機材のあつせん、必要な指導を行う。</p> <p>(2) 市の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</p> <p>(3) 流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</p> <p>(4) 速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</p> <p>(2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</p>

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
市	<p>(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>(2) 収集体制を住民に広報する。</p> <p>(3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 <p>(4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p>
県	<p>(1) 市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場や死亡獣畜処理場(市又は清掃業者)、清掃用運搬資機材のあつせん、必要な指導を行う。</p> <p>(2) 市の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</p>
市民	<p>(1) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。</p> <p>(2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 (1) 家屋の被害棟数等の被災状況 (2) ごみ処理施設等の被災状況 (3) 産業廃棄物処理施設等の被災状況 (4) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 (5) 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処分場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	(1) 災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市を支援・指導する。 (2) 市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 (1) 国、近隣都県、県内非被災市町 (2) 関係団体 ア 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 イ 静岡県環境整備事業協同組合 ウ 日本環境保全協会静岡県連合会
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、静岡県災害廃棄物処理計画等による災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。
企業	(1) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 (2) 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
市民	(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。 (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において市の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、あるいは、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市、県等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容		
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 (1) 警察の協力を得て遺体措置を行う。 (2) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 (3) 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 (4) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 (5) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	
	県への要請	市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 (1) 搜索、措置、火葬に必要な職員数 (2) 搜索が必要な地域 (3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否 (4) 必要な輸送車両の台数 (5) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 (6) 広域火葬の応援が必要な遺体数	

県	<p>市長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。</p> <p>(3) 知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。</p> <p>(4) 知事は、火葬要員のあっせんを行う。</p> <p>(5) 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。</p>
市民及び自主防災組織	<p>行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。</p>

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体捜索対象者	<p>行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者</p>
遺体の処理(措置)内容	<p>(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置</p> <p>(2) 遺体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>(4) 遺体の身元確認</p>
埋葬対象者	<p>(1) 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>(2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p>
実施期間	<p>災害発生から10日以内</p> <p>ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事に対して延長を要請することができるものとする。</p>

4 実施方法

区 分	内 容									
遺体捜索対象者の捜索	<p>市は、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により捜索を行う。</p>									
遺体を発見したときの措置	<p>(1) 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引き取り人があるときは速やかに引き渡すものとする。</p> <p>(2) 身元が判明しない遺体又は引き取り人がいない遺体は、速やかに遺体安置所に引き渡すものとする。</p>									
遺体措置	<p>遺体の措置は、救助班及び医療班をもってこれにあてる。ただし必要に応じて市長は他の班に指示してこれにあたらせるものとする。</p>									
遺体収容	<p>(1) 安置所は島田市斎場、島田市金谷斎場静浄苑及び島田市川根地区センターとするが、了解を得て付近の寺院を使用する。また、適当な場所がないときは広場、集会施設等へ仮設するものとする。</p> <p>(2) 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに死者に対し礼の失われることのないよう注意する。</p>									
埋火葬	<p>火葬は下記施設において措置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">施設名</th> <th style="width: 33%;">炉 数</th> <th style="width: 33%;">1日の処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島田市斎場</td> <td>3 炉</td> <td>18体</td> </tr> <tr> <td>島田市金谷斎場静浄苑</td> <td>2 炉</td> <td>12体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 炉の処理能力は、1日12時間稼動として6体</p>	施設名	炉 数	1日の処理能力	島田市斎場	3 炉	18体	島田市金谷斎場静浄苑	2 炉	12体
施設名	炉 数	1日の処理能力								
島田市斎場	3 炉	18体								
島田市金谷斎場静浄苑	2 炉	12体								

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内及び地域において、死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第17節 障害物除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項と県に対する要請事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。

2 実施方法

区 分	内 容
障害物除去の要員	市職員、消防団、自衛隊及び自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び要請するものとする。
除去車両の調達	〈第19節 輸送計画〉に定めるところに準じて措置するものとする。
除去作業用機械器具の調達	市及び建設業者所有の機械器具
集積場所	除去した集積物は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 県への要請事項

市長は、市において障害物を取り除くことが困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)	(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(2) 除去に必要な人員	(5) 集積場所の有無
(3) 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第18節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	市長は、市内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、次の調査及び対策を講じるものとする。 (1) 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。 (2) 特定物資の報告徴取、立入検査等 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警察に対する要請	市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、島田警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。 (1) 不法事態に対する措置 (2) 鉄砲、刀剣類に対する措置 (3) 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

第19節 輸送計画

災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送の万全を期する。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市及び県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 輸送力の確保

区 分	内 容
車両による活用	(1) 市が所有する車両 (2) 公共的団体が所有する車両 (3) 輸送を業とする者が所有する車両
車両確保の方法	(1) 市有車両の確保は財政班が担当し、災害対策本部の各班は緊急輸送用の車両を必要とし、かつ、所管において確保が困難な場合は、次の条件を明示して依頼するものとする。 ア 輸送区間及び借上げ期間

	<p>イ 輸送量及び車両台数 ウ 集合場所及び日時 エ その他必要事項 (2) 車両調達の借上げ及び協力要請 市有車両だけでは輸送車両の確保が困難な場合、輸送業者等に協力を要請し、車両を借上げるものとする。また、車両の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められるときは、県及び市町村に協力を要請するものとする。</p>
航空機による輸送	<p>災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し自衛隊による空輸についての災害派遣の要請をするものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能場所は、資料編6-5のとおりである。</p>

2 防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
防災関係機関	<p>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。</p>
国土交通省 中部運輸局	<p>中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。</p>

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	<p>(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>
実施期間	<p>前項の各救助の実施期間 ただし、知事に対して期間の延長を求めることができる。</p>
費用の限度	<p>当該地域における通常の実費</p>

4 緊急通行車両の申請

災対法第76条に基づき、県公安委員会において災害対策用緊急車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われた場合、財政班は次の要領により必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。

区 分	内 容
緊急通行車両確認申請	<p>緊急通行車両確認申請に必要事項を記入の上、知事又は公安委員会に申請する。</p>
緊急通行車両確認証明書及び標章の交付	<p>(1) 県公安委員会で緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書及び標章が交付される。 (2) 交付を受けた証明書は、当該車両が運行する期間中運行責任者が常に携帯するものとする。 (3) 交付を受けた標章は、当該車両の運転席又は反対側面の見やすい箇所に掲示する。</p>

5 県への要請事項

市長は、輸送計画について知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第20節 交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- (ア) 市は、国土交通省、県、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- (イ) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- (ウ) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (エ) 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- (オ) 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<p>ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</p> <p>イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</p> <p>ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</p>
地震等が発生したとき	<p>走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</p> <p>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>エ 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>オ 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災対法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</p> <p>(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・ 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p>

(3) 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
<p>応急態勢の確立</p>	<p>道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。</p>
<p>主要交通路等の確保</p>	<p>主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。</p>
<p>災害時における通行の禁止又は制限</p>	<p>ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は道路標識により適当なまわり道を明示する。</p>
<p>放置車両の移動等</p>	<p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災対法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動を行うものとする。</p>
<p>道路の応急復旧</p>	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> <p>イ 市長の責務 (ア) 他の道路管理者に対する通報 市長は、市区域内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事への応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 応急復旧、仮設道路の設置 (ア) 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 (イ) 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ、新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>経費の区分</p>	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、市がその経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。</p>

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	<p>ア 県公安委員会は、県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>イ 県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災対法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p>エ 県公安委員会は、上記のための必要があるときは、道路管理者に対し、緊急車両の通行を確保するための区域の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>オ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>カ 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p>
警察官の措置命令等	<p>ア 警察官は、災対法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災対法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<p>ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</p> <p>イ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p>
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編6-3に掲げる標示を設置しなければならない。</p>

交通安全施設の復旧	県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の確認	ア 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 イ 確認後は当該車両の使用者に対し、緊急標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。（資料編6-4参照）
緊急通行車両の事前届け出	ア 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に緊急通行車両として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 イ 県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認めたものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。 ウ 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	ア 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 イ 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(5) 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 航空交通の確保

区 分	内 容
応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
空港施設の運用制限・休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。
空港機能確保の措置	(1) 空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。 (2) 空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を把握し障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

3 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

4 交通マネジメント

- (1) 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、静岡県災害時交通マネジメント検討会(以下「検討会」という。)を組織する。
- (2) 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。
- (3) 市は、県に対し検討会の開催を要請することができる。
- (4) 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (5) 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1) 交通システムマネジメントとは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2) 交通需要マネジメントとは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校に対し、静岡県学校安全教育目標及び学校の危機管理マニュアル(災害安全)等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容
災害応急対策	(1) 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 (2) 計画に定める項目は、次のとおりとする。 ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画

	ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、学校の危機管理マニュアル（災害安全）等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策	
応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	(1) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 (2) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	(1) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 (2) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避難所となる場合の対応	(1) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 (2) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。
生徒等の心のケア	(1) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 (2) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。	

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外、特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。)
学用品の品目	教科書及び正規の教材、文房具、通学用品、その他学用品
実施期間	災害発生の日から教科書(教材を含む。)は、1か月以内、文房具及び通学用品は、15日以内とする。 ただし、知事と協議し期間の延長を要請できるものとする。

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	(1) 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。 (2) 小学校児童及び中学校生徒の判定時期は、原則として災害発生の日とする。 (3) 教科書は、学年別、学科別、交付所別に調査集計し、購入配分する。 (4) 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分する。 (5) 給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点をおくことも差し支えない。 (6) 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の上給与する。

応急教育等の実施事項	(1) 分散授業及び二部授業の実施 (2) 市有施設、近隣小・中学校の一時使用 (3) 教職員の確保 (4) 文教施設の応急復旧対策計画 (5) 学校給食
------------	---

5 県知事への要請事項

市長は、応急教育の実施等困難な場合は、次の事項により知事にあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 応急教育施設あつせん確保 (2) 集団移動による応急教育あつせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導	(4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

県及び市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容	
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急対策	(1) り災社会福祉施設の応急復旧 (2) り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん (3) 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん	
り災低所得者に対する生活保護の適用	り災を受けた低所得者に対して、その区域の担当民生委員の協力の元に要保護者が最低限度の生活が出来ないときは、必要な保護を行う。	
り災者の生活相談	実施機関	市(被害が大きい場合は県と共催)
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
り災低所得者に対する生活福祉資金	協力機関	県、社会福祉協議会(市・県)、静岡県災害対策土業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、その他関係機関
	実施機関	社会福祉協議会(県、市)
	協力機関	県、市、民生委員・児童委員

区 分	内 容		
の貸付け	貸付対象	り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む。)	
	貸付額	生活福祉資金貸付金制度要綱による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県(健康福祉センター)	
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。)	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、市
		18歳以上	市
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対 象	り災身体障害児者	
交付等の内 容	(1) 災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (2) 災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付 (3) り災身体障害児者の更生相談		
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところによる		
被災者(自立)生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(被災者生活再建支援法人)(県単制度は県)	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊・中規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	被災者生活再建支援法第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市	
	協力機関	教育委員会(県、市)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会(県、市)、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮し、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。	
義援品の受け入れ	実施機関	県、市	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。	

第23節 県警察災害警備計画

この計画は、災害時における島田警察署風水害・事故災害警備計画による。

第24節 消防計画

この計画は、各種災害時に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。この計画については、大火災対策編及び市消防計画によるものとする。

第25節 水防計画

この計画は、水防法及び災害救助法に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等水防活動の円滑な

実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定し、河川の洪水等による水災の防御とこれによる被害を軽減することを目的とする。

この計画については、風水害対策編及び市水防計画によるものとする。

第26節 応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体の応援協力を必要とする場合の実施事項を定める。

1 実施基準

区 分	内 容
県への要求	他の計画の定めるところにより、知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜指定して、要求の要請をするものとする。
協力要請対象団体	(1) 応援協定を締結した地方公共団体 (2) 青年団及び男女共同参画団体 (3) 大学生及び高校生 (4) 赤十字奉仕団

2 実施方法

区 分	内 容
応援協定締結先への要請	市長は、災害時の応援に関する協定を締結している各市町及び他県地方公共団体の長に対して応援の要請を行うものとする。
青年団及び男女共同参画団体への要請	(1) 青年団にあっては青年団長に対して行うものとする。 (2) 男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 (3) 応援協力要請人数、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
大学生及び高校生への要請	(1) 当該学生、生徒の在学する学校の長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人数、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への要請	日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第27節 ボランティア活動支援計画

市及び県は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、島田市社会福祉協議会（以下「島田市社協」という。）、静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を島田市社協等に的確に提供する。

1 市の実施事項

区 分	内 容
行政・島田市社協・ボランティア（NPO）等の三者連携	市は、国及び県とともに、災害ボランティアの活動環境として、行政、島田市社協、ボランティア（NPO）等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交

	換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	<p>(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに島田市社協と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターは、島田市社協職員等で構成し、運営する。</p> <p>(3) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</p>
ボランティア活動拠点の設置	<p>(1) 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、島田市社協職員等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>(2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>
ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 県の実施事項

区 分	内 容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<p>(1) 県は、災害ボランティアの必要性に応じて、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特非)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</p> <p>(2) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特非)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。</p> <p>(3) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、島田市災害ボランティアセンターの支援、島田市災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う支援チームを組織し、市へ派遣する。</p> <p>(4) 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</p> <p>(5) 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>
ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特非)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動経費の助成	<p>(1) 南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</p> <p>(2) 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費(社</p>

	協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。
ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 28 節 自衛隊派遣要請の要求計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な防火用具をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
その他	その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。	

2 災害派遣要請手続き

区 分	内 容
知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続き	原則として市長が行うものとする。

災害派遣要請の要求手続	<p>(1) 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対して要請書により自衛隊派遣要請を行うよう要求するとともに、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知する。</p> <p>(2) 突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市町防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>(3) 知事への要求が出来ない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。</p> <p>(4) 知事への要請書は次の事項を明記し、県危機対策課に1部提出する。</p> <p>ア 災害の情况及び派遣を必要とする事由</p> <p>イ 派遣を希望する期間</p> <p>ウ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>エ その他参考となるべき事項</p>
-------------	--

3 災害派遣部隊受入の体制

区 分	内 容	
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。	
作業計画及び資材等の準備	市長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。	
作業実施に必要な物資機材等	市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより知事へ要請するものとする。	
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。	
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。	
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
	宿 舎	屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準
	材料置場炊事場	屋外の適当な広場
駐 車 場	適当な広場(車一台の基準は3m×8m)	

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、知事は、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

6 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第29節 電力施設災害応急対策計画

災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について、定める。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める〈中部電力パワーグリッド(株) 防災業務計画〉により実施する。

2 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第30節 ガス災害応急対策計画

ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定(以下「相互協定」という。)により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設(貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 (5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 (6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 (7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 (3) 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。 (4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

3 市との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

第31節 下水道災害応急対策計画

市長は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第32節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 無線通信施設・設備

区 分	内 容
防災行政無線(移動系及び同報系)及び消防無線等	障害を生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかに復旧措置を講じて機能を確保する。

2 公共施設等

区 分	内 容	
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

	応急措置の実施、2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路等の早期確保を最優先し、必要に応じ災害時における応急対策業務に関する協定等に基づき協定団体に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ、2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	住民への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	住民への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
ダム、ため池及び用水路	被害状況の把握	ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町への必要な措置の要請	県は、施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示(緊急)等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。 市長は、前記の連絡を受けた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある流域の市民に対し、避難指示(緊急)等の必要な措置をとる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎等の管理者は、市の災害応急対策上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道施設	(1) 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 (2) 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	
下水道施設	(1) 浄化センター及び管渠の調査・点検を実施し、被災状況の把握を行う。 (2) 被災した下水道施設の被災箇所の早期復旧に努め、災害状況に応じて運転について必要な処置を行う。	
し尿処理施設	(1) 島田市クリーンセンターの調査・点検を実施し、被災状況の把握を行う。 (2) 被災した施設の応急復旧を行い、し尿等の受入れ体制の確保に努める。	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章 災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 公共用地災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 被災中小企業復興計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号、以下、「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

実施主体	内 容
市	(1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内 容	
市	支給対象者の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年市条例第80号)に基づき支給する。

2 被災者の支援

被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び各種被災者支援に関する制度の運用について支援する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	<p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。</p> <p>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>【県への報告】</p> <p>(1) 死亡者数</p> <p>(2) 負傷者数</p> <p>(3) 全壊・半壊住宅数等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>(1) 氏名、生年月日、性別</p> <p>(2) 住所又は居所</p> <p>(3) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</p> <p>(4) 援護の実施の状況</p> <p>(5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>
	り災証明の交付	<p>(1) り災証明交付窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を交付する。</p> <p>(2) り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>
	災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の交付、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	<p>(1) 市独自で義援金の受け付けを開始する場合、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>(2) 市で独自に義援金窓口を開設する場合、市義援金募集・配分委員会（仮称）を設置する。</p>

	義援金の配分	(1) 市独自で募集した義援金について、市義援金募集・配分委員会（仮称）で統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。 (2) 県義援金募集・配分委員会（仮称）で配分が決定した義援金については、その決定配分に従って被災者へ配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	市で独自に義援金受付窓口を設置した場合、義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
県	被災状況の把握	(1) 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 (2) 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	被災者（自立）生活再建支援金の支給	(1) 市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 (2) 被災者生活再建支援法が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
	国への要望	国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。	

3 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	災害救助法の適用のため調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態 (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	(1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
--	---------	---

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長(本部長)等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。